

Society 5.0 の実現に向けた規制・制度 改革に関する提言

—2019 年度経団連規制改革要望—

2020 年 3 月 17 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

目次

<総論>

I. はじめに	1
II. 社会課題の解決に向けた規制・制度改革	1
1. ものづくり・サービス提供における生産性の向上	1
2. 安心・安全な社会インフラの整備・確保	3
3. 活力ある地域の実現.....	6
4. 国民一人ひとりの健康増進.....	7
III. デジタル革新に向けた基盤の確保	9
1. デジタル・ガバメントの推進.....	9
2. データの取得・活用に向けた環境整備	10

<個別要望事項>

II. 社会課題の解決に向けた規制・制度改革	13
1. ものづくり・サービス提供における生産性の向上	13
(1) I o T・ロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定 ..	13
(2) 監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和	13
(3) 建設分野におけるデジタル技術の活用促進	14
(4) 構内無線局の登録内容の変更時における手続の緩和	15
(5) 製品本体に同梱されるACアダプターに対する規制緩和	16
(6) 無人店舗の実現に向けた食品衛生責任者の配置要件の明確化	17
(7) 電子的な年齢確認による酒類・煙草販売が可能であることの明確化	17
(8) 一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現	18
(9) アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備	19
(10) 同一敷地外のグループ企業間におけるI T点呼の認可	20
(11) 専属産業医の遠隔化および兼務要件の緩和	20
(12) 安全衛生教育におけるデジタル技術の活用	21

2. 安心・安全な社会インフラの整備・確保	22
(1) スマート保安の推進.....	22
(2) 安全性を確保したドローンの普及に向けた規制緩和	25
(3) 一定の無人航空機における目視外飛行の柔軟化	25
(4) 限定空間におけるドローンの飛行に関する規制緩和	26
(5) 災害時におけるドローンの目視外飛行の柔軟化	27
(6) 鉱山内におけるドローン飛行の柔軟化	28
(7) リチウムイオン蓄電池の普及に向けた制度整備	29
(8) 配電事業ライセンスの導入.....	29
(9) 特定計量器以外の機器による電力取引の実現	30
(10) プラットフォーム型カーシェアリング促進に向けた道路運送法の規制緩和	31
(11) パーソナルモビリティの実用化に向けた実証実験の円滑化	32
(12) 乗合バス・定期運行バスにおける路線・料金設定の柔軟化	33
3. 活力ある地域の実現	34
(1) 一般法人による農業参入の促進.....	34
(2) 農業用ドローンに対する飛行計画登録の免除	34
(3) 民泊営業における上限規制の撤廃	35
(4) 宿泊者名簿の完全電子化.....	35
(5) 宿泊施設におけるフロントレス環境の実現	36
4. 国民一人ひとりの健康増進	37
(1) オンライン診療・服薬指導における対面原則の撤廃	37
(2) 次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備	38
(3) デジタルヘルスケア製品を対象とした新たな認定制度の創設	39
(4) 医療データの2次利用に向けた患者同意の電磁的取得の促進	40
(5) ライフコース全体にわたり健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備	41
(6) 個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備	42
(7) 医療分野におけるアジャイル型のシステム開発手法に適応したガイドラインの整備 ..	42
(8) プログラムの医療機器の該当性判断の迅速化および適正化	43

Ⅲ. デジタル革新に向けた基盤の確保	44
1. デジタル・ガバメントの推進	44
(1) 行政手続における「デジタル3原則」の実現	44
(2) 民間取引のデジタル化	59
(3) マイナンバー制度の徹底活用	62
2. データの取得・活用に向けた環境整備	66
(1) 5Gの早期普及に向けた環境整備	66
(2) 携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査の省略	67
(3) PLCの普及に向けた制度整備	68
(4) ドローンに搭載した携帯電話の上空利用の実現	69
(5) 個人情報保護法における規定の明確化	70
(6) カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備	71
(7) 独占禁止法第9条の廃止	72

＜総論＞

I. はじめに

わが国の経済は緩やかな回復傾向が続くことが期待される一方で、持続的な成長に向けては、少子高齢化と人口減少の急速な進展を背景とした諸課題が山積している。働き手の減少下における生産性の維持・向上、大規模自然災害の発生頻度が高まる中での効率的・効果的な社会インフラの整備・確保、担い手が先細るなかでの活力ある地域づくり、働き手であり地域の担い手である国民一人ひとりの健康増進など、枚挙にいとまがない。

課題先進国であるわが国は、解決策を自ら積極的に見出し、世界に向けて成果を発信していく役割が期待されており、経団連は、デジタル革新と多様な人々の創造力・想像力の融合により経済発展と社会課題の解決を目指す「Society 5.0」の実現を掲げた。既に個々の企業では、デジタル技術を活用して顧客や社会の課題解決と新たな価値創造に取り組む動きがみられる。企業の革新的な技術の活用を後押しし、Society 5.0 を早期に具体化するためには、企業・業種・省庁等の枠を超えた横断的な視点から、デジタルを前提に法制度や行政を構築するとともに、デジタル革新を支えるデータの取得・活用に向けた環境を整備する必要がある。

かかる問題意識から、今般、各政策委員会の活動と並行して、会員企業・団体からの要望や意見を基に、デジタル革新の推進に焦点を当てた 85 項目の規制・制度改革事項を提言に取りまとめた。2019 年 10 月に常設化された「規制改革推進会議」を中心に、政府全体で本提言の実行に継続的に取り組み、規制・制度改革の実現を果たすよう強く求める。

II. 社会課題の解決に向けた規制・制度改革

1. ものづくり・サービス提供における生産性の向上

ものづくりやサービスの提供における働き手不足への対応には、IoT やロボット等の活用が有効である。革新的技術の活用は、労働投入量の減少を補うだけでなく、特定の資格を有する働き手の効果的な活用にもつながるほか、定型的な業務の効率化により生まれた経営資源をよりイノベーティブな業務へと振り分けることも可能とする。付加価値生産性の向上に資するこれらの取り組みの推進に向けて、以下の規制改革事項を要望する。

【要望事項】

<ものづくり>

(1) I o T・ロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定
工場内の防爆エリアに設置・使用するI o T・ロボット等の非防爆機器について、所轄自治体（消防）毎に規制内容が異なる場合があるため、全国統一のルールを策定すべきである。

(2) 監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和

監理技術者の専任・常駐義務を見直し、遠隔地においても常駐と同様の効果があると認められた場合、I C Tを活用した遠隔での複数現場の施工管理を認めるべきである。

(3) 建設分野におけるデジタル技術の活用促進

建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図る観点から、建築・土木両分野におけるデジタルデータ（3 Dモデル）の蓄積・活用を進めるために、以下に取り組むべきである。

- ① B I Mデータを用いた建築確認申請の実現
- ② 発注図書としてのB I M・C I Mデータの採用
- ③ B I M・C I Mデータの権利・使用に関するルールやガイドライン整備

(4) 構内無線局の登録内容の変更時における手続の緩和

建設現場において、個別または包括登録申請により開設した無線局（R F I Dリーダー）について、電波干渉を防止する措置を講じた場合に設置場所の変更時における手続を簡素化すべきである。

(5) 製品本体に同梱されるA Cアダプターに対する規制緩和

ノートパソコンやルーター等の製品に同梱して輸入されるA Cアダプターについて、電源コードセットと同様に汎用性がない場合には製品本体と一体として取り扱う緩和措置を設けるべきである。

<サービス>

(6) 無人店舗の実現に向けた食品衛生責任者の配置要件の明確化

I C Tを活用した衛生管理を実施する措置を講じた店舗については、食品衛生責任者が常駐せずとも差し支えないことを明確化すべきである。

(7) 電子的な年齢確認による酒類・煙草販売が可能であることの明確化

酒類・煙草販売において、顔認証による登録データベースとの照合やマイナンバーカード等のIDカードを用いたシステムによる年齢確認が可能であることを明確化すべきである。

(8) 一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現

店舗における有資格者の常駐要件を緩和し、ICTを活用した顧客への第二类・第三類医薬品の販売・情報提供の実施を可能とすべきである。

(9) アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備

アジャイル手法によるシステム開発を促進するため、以下に取り組むべきである。

- ① 契約ガイドライン（改訂版）の早期策定・公表
- ② 偽装請負の非該当性の明確化

(10) 同一敷地外のグループ企業間におけるIT点呼の認可

グループ企業間に限り、同一敷地外においても、Gマーク営業所の運行管理者等が他の企業のGマーク営業所に所属する運転者に対するIT点呼を可能とすべきである。

<ものづくり・サービス共通>

(11) 専属産業医の遠隔化および兼務要件の緩和

事業場の専属として選任された産業医について、ICTの活用により事業場外（遠隔地）での常勤を認めるとともに、非専属事業場との兼務における「移動時間1時間以内」要件を廃止すべきである。

(12) 安全衛生教育におけるデジタル技術の活用

e-Learningを活用した教育方法を認めるべきである。

2. 安心・安全な社会インフラの整備・確保

安心・安全な社会を構築するうえでは、道路、鉄道、電力等のインフラの安定的な確保が欠かせない。大規模な自然災害が発生するなか、点検やメンテナンスにおけるテクノロジーの活用は、効率性に止まらず、人手による実施と比べても効果の向上が期待でき、事業者の人手不足対応や技能伝承の課題を解決

する手段となることも見込まれる。エネルギーについては、地域社会における効率的なサービスの提供にもつながり、災害時における柔軟な対応にも効果を発揮する。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して気軽に快適に移動できる交通インフラを整備・確保することも重要である。新たなモビリティの開発やシェアリング等の推進は、利用者の状況にマッチした多様な移動手段の確保につながるとともに、遊休資産の活用も促進する。

以上を踏まえ、安心・安全な社会インフラを整備・確保を推進する観点から、以下の規制改革事項を要望する。

【要望事項】

<国土強靱化>

(1) スマート保安の推進

① デジタル技術を用いた鉄道の施設・車両の定期検査の見直し

鉄道事業者と規制官庁との間で人手による検査と同等の水準を満たすことが確認された場合には、デジタル技術を活用した施設や車両の常時管理を認め、定期検査を廃止すべきである。

② ドローンを活用した各種施設の定期点検・調査に向けた制度整備

建築物や橋梁・道路、港湾施設等の定期点検・調査に関する各種ガイドラインや告示においてドローンが活用できることを明文化すべきである。

③ 液化天然ガス貯蔵タンクの非破壊検査におけるA Iの活用

非破壊検査におけるA Iを活用した欠陥判定を可能とすべきである。

④ 特定建築物の衛生管理や定期点検における見直し

I C Tの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和するとともに、空気環境の定期測定を廃止すべきである。

(2) 安全性を確保したドローンの普及に向けた規制緩和

機体に安全性を高める措置を施したドローンや、一定の方法で飛行範囲が限定されたドローンについては、航空法における飛行申請を不要とすべきである。

(3) 一定の無人航空機における目視外飛行の柔軟化

360度の方向を映すことのできるカメラ等を搭載した無人航空機を飛行させ

るなど、操縦者が映像を通じて機体と周囲の状況を確認できる場合に限り、目視外飛行における飛行承認申請を不要とすべきである。

(4) 限定空間におけるドローンの飛行に関する規制緩和

飛行の目的に一定の条件を設けたうえで、煙突等の一面が開放された空間においても、当該空間内部および内部に至るために通過する近接部分をドローンが飛行する場合には、航空法における飛行申請を不要とすべきである。

(5) 災害時におけるドローンの目視外飛行の柔軟化

被災状況を迅速に確認し、早期の復旧を図る観点から、目視外飛行における補助者不要の要件を緩和すべきである。

(6) 鉱山内におけるドローン飛行の柔軟化

鉱山保安法に基づく鉱山労働者の適切な安全性担保等を条件として、以下に取り組むべきである。

- ① 150m以上の高さの飛行における許可取得の撤廃
- ② 目視外飛行における承認取得の撤廃

(7) リチウムイオン蓄電器の普及に向けた制度整備

燃焼防止機能を組み込んだリチウムイオン蓄電器を対象として、現行の危険物（電解液）の指定数量を超えた場合の新たな数量基準を設けるべきである。

<エネルギー>

(8) 配電事業ライセンスの導入

新たに配電事業ライセンスを導入し、社会コストといった観点も踏まえつつ、配電事業への新規参入を可能とすべきである。

(9) 特定計量器以外の機器による電力取引の実現

適切な計量の実施を確保できる機器の利用や需要家への説明を前提に、「特定計量器」以外の機器による柔軟な電力取引を可能とすべきである。

<モビリティ>

(10) プラットフォーム型カーシェアリング促進に向けた道路運送法の規制緩和
車両の品質管理や利用者の本人確認、貸渡上限期間の設定等の措置の実施を

前提に、個人・法人が自ら保有する自家用自動車について、道路運送事業の許可を得ずに利用者と供給者を仲介する事業者に対して有償で貸し渡せるようにすべきである。

(11) パーソナルモビリティの実用化に向けた実証実験の円滑化

社会実装を見据えた実証実験を実施するため、公道実証における以下の要件を緩和すべきである。

- ① 実施主体（国または地方自治体の関与が必要）
- ② 実施時間（日の出から日没まで）
- ③ 操縦者（運転免許の所持）
- ④ 許可期間（最長6ヶ月間）
- ⑤ 実施場所（自転車通行可の歩道）
- ⑥ 操縦者（ヘルメットの着用）

(12) 乗合バス・定期運行バスにおける路線・料金設定の柔軟化

デジタル技術を活用して地域の公共交通機関の効率的・効果的な運営を図る観点から、路線や運賃・料金設定の柔軟化を図るべきである。

3. 活力ある地域の実現

地域経済の活性化には、基幹産業として期待される農業や観光の振興が欠かせない。いずれも労働集約型の産業であり、担い手の確保や生産性の向上が課題となるなかで、テクノロジーの活用への期待が高まっており、担い手の多様化を通じて、農業や観光分野におけるスマート化を促進していく視点が欠かせない。ICTの活用は、業務の効率化に止まらず、生産性向上と高付加価値化、ひいては地域における雇用拡大の実現も期待できることから、以下の規制改革事項を要望する。

【要望事項】

<農業>

(1) 一般法人による農業参入の促進

テクノロジーの効果を最大限発揮させる大規模化・企業経営の導入に向け、企業における農地取得を認めるとともに、農地所有適格法人に関する要件を緩和すべきである。

(2) 農業用ドローンに対する飛行計画登録の免除

農薬・肥料散布のために使用するドローンについて、自動飛行制御システムを導入している場合には、飛行計画登録を免除すべきである。

<観光>

(3) 民泊営業における上限規制の撤廃

既存の住宅リソースを住宅と民泊で柔軟に使い分け、資源の有効活用を図るため、住宅宿泊事業法に基づく年間営業日数（180日）制限を撤廃すべきである。

(4) 宿泊者名簿の完全電子化

事業者による宿泊者名簿の作成・備え付け・提出の完全な電子化を可能とすべきである。

(5) 宿泊施設におけるフロントレス環境の実現

玄関帳場（フロント）が有人である必要性がない旨を全国の保健所に周知徹底するとともに、入国時に登録された認証データ（顔データ）と宿泊施設で撮影した旅行者の顔データを照合して必要な情報を参照する仕組みを整備し、宿泊者名簿への旅券情報の記載と旅券の写しの保存を不要とすべきである。

4. 国民一人ひとりの健康増進

超高齢社会において持続的な成長を遂げるためには、国民一人ひとりが健康で生き活きと活躍できる期間の最大化が不可欠である。その実現のためには、個々の状況に応じて、疾病等の予防と健康の維持・増進を図るセルフケアの推進が重要である。テクノロジーの活用は、医療機関・薬局へのアクセスを容易にするとともに、個人が自らの健康・疾病情報を把握・活用したセルフケアを促進する。加えて、データを活用した医療サービス・医薬品の研究開発等も可能になり、結果として健康寿命の延伸や個別化医療の推進、デジタルヘルスを含めたヘルスケア産業全体の振興、さらには医療費の適正化に貢献することが期待できる。

そこで、以下の規制改革事項を要望する。

【要望事項】

(1) オンライン診療・服薬指導における対面原則の撤廃

ICTの発達により、オンラインの場合でも対面と同程度のコミュニケーション

ョンが可能になりつつあり、疾病や薬剤の中には、対面で診療や服薬指導を行う必然性に乏しいものもあることから、オンライン診療・服薬指導の実施に際しての対面原則を撤廃するとともに、初回到服薬指導した薬剤師と情報連携ができていれば、いつでも他の薬剤師が服薬指導できるようにすべきである。

(2) 次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備

次世代医療基盤法のスキームを円滑に運用するため、以下に取り組むべきである。

- ① 患者の情報収集時における書面通知要件の緩和
- ② 認定事業者から利用者（企業等）に提供するデータフォーマットの標準化

(3) デジタルヘルスケア製品を対象とした新たな認定制度の創設

非医療機器に該当するデジタルヘルスケア製品に対して、薬機法に抵触せず効果・効能を謳うことができるよう、健康の維持・増進や予防に関するエビデンスレベルに応じた新たな認定制度を創設すべきである。

(4) 医療データの2次利用に向けた患者同意の電磁的取得の促進

患者の同意取得に要する医療関係者の負担を軽減するため、以下2点に取り組むべきである。

- ① ガイダンスの「適切な同意を受けている事例」を周知徹底すること。
- ② 「医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議タスク・フォース」の『医学系指針』及び『ゲノム指針』の見直しに関する取りまとめに記載された、電磁的方法での同意取得の規定を早期に実現すること。

(5) ライフコース全体にわたり健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備

健康保険事業や関連事務の遂行以外にも、公益に資する場合には、自治体や健保組合等による被保険者番号の告知要求を可能とすべきである。

(6) 個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備

個人による医療機関への開示請求手続を簡素化するとともに、開示・提供フォーマットを標準化したうえで電磁的形式での提供を推進すべきである。

また、マイナポータルにおいて、医療現場の診療・検査等を通じて発生する検査データや所見データを確認できるようにすべきである。

(7) 医療分野におけるアジャイル型のシステム開発手法に適応したガイドラインの整備

産学官が共同でアジャイル型のシステム開発に適応したガイドラインを作成するとともに、技術の進展に応じて適時・適切に更新する体制を整備すべきである。

(8) プログラムの医療機器の該当性判断の迅速化および適正化

プログラムの医療機器への該当・非該当に関する予見可能性を高める観点で、以下に取り組むべきである。

- ① 通知やQ&Aにおける医療機器に該当しないプログラムの例示を追加すること。
- ② 医療機器の該非における事例を可能な範囲で公表すること。
- ③ 厚生労働省や各都道府県の担当課において開発者の相談・照会業務を迅速化すること。

Ⅲ. デジタル革新に向けた基盤の確保

1. デジタル・ガバメントの推進

事業活動のデジタル革新が進展しても、国や地方公共団体等の公的機関におけるデジタル対応が進まなければ、企業におけるバックオフィス部門の効率化は進まず、競争力強化に向けた経営資源の有効活用が進まない。現状は申請・届出等の行政手続に際して書面・対面・印紙等が求められる場合があるほか、複数の地方自治体に対して同様の内容での申請・届出が必要となることも少なくない。

そこで、デジタル技術やマイナンバー制度を活用して官－官、官－民の円滑な情報連携・情報共有を図る「ワンスオンリー」「ワンストップ」を実現するなど、行政手続に要する事業者負担の軽減を図ることが求められる。また、テクノロジーの活用が民間取引のオンライン化を通じて国民の利便性向上にも資することなども踏まえ、以下の規制改革事項を要望する。

【要望事項】

(1) 行政手続における「デジタル3原則」の実現

デジタル手続法が掲げる「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」の実現に向け、以下に取り組むべきである。

- ① 国・自治体等の公的機関に対する申請・届出や行政機関からの照会手続のオンライン化

- ② 提出書類等に対する押印¹や印紙貼付の省略
- ③ 引っ越し、法人設立、ドローン飛行申請等の手続におけるオンライン・ワンストップ化

(2) 民間取引のデジタル化

民間取引における業務効率化・生産性向上に向け、以下に取り組むべきである。

- ① 電磁的方法を用いた顧客に対する情報提供の認可
- ② 顧客に対する書面による契約書の交付手続の電子化の認可
- ③ 法定帳簿の電子的管理の容認
- ④ 本人確認手段のデジタル化の推進

(3) マイナンバー制度の徹底活用

新たな社会基盤であるマイナンバー制度を徹底活用する観点から、以下に取り組むべきである。

- ① 行政機関間の情報共有を通じた添付書類等の提出不要化
- ② 特定個人情報の見直し（例えば、喫緊の課題として、グループ企業間におけるマイナンバーの共同利用の認可）
- ③ マイナンバーカードの普及促進、及び公的個人認証サービスの利用範囲の拡大（例えば、インターネット投票の実現、最新の住所・生死情報の取得）
- ④ 行政からの通知制度の簡素化・効率化（例えば、マイナポータルを利用した簡素で確実な公示送達の実現）

2. データの取得・活用に向けた環境整備

Society 5.0 実現のカギはデータの取得・分析・活用にある。デジタル技術の普及により通信データ量が飛躍的に増大するなか、大容量のデータを高速かつ高品質で利用できる環境の整備が欠かせない。「第5世代移動通信システム（5G）」の商用サービスの開始が迫るなか、全国各地で高性能の通信が実現する環境を早期に整備するとともに、データを適切に活用するためのルール整備や規定の明確化を図ることは、さまざまな産業のデジタル革新の大前提である。

以上を踏まえ、規制改革事項を以下の通り要望する。

¹ 個別要望事項に加えて、会員からは「就労証明書」「給与支払証明書」「扶養手当不支給証明書」等における押印省略を求める声が寄せられている。

【要望事項】

(1) 5Gの早期普及に向けた環境整備

無線技術として共通性の高い4Gと5Gについて、ソフトウェアの変更により両方の技術を具備する無線基地局が実装可能となっているため、無線基地局と端末に関する両者の技術基準を統一すべきである。

また、ローカル5Gの活用を促進するため、陸上移動局1局あたり370円の電波利用料の負担を軽減する措置を講じるべきである。

(2) 携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査の省略

携帯電話事業者の無線基地局はネットワーク運用センターで常時監視されており、定期点検項目に影響があるような障害については即座に検知して適切な対応を取ることが可能なため、定期検査を省略すべきである。

(3) PLCの普及に向けた制度整備

電力線という既存のインフラを有効に用するPLCの普及促進に向けて、以下2点に取り組むべきである。

- ① 他の無線利用者への影響に十分配慮することを前提に、同一敷地内での建物外PLC利用を可能とすること。
- ② 低速PLCの電力線許可申請の型式指定対象に三相交流を追加すること。

(4) ドローンに搭載した携帯電話の上空利用の実現

ドローンとの無線通信手段に携帯電話網を利用し、携帯電波を用いたドローンの操縦や、長距離・高速・大容量の通信を可能とすべきである。

(5) 個人情報保護法における規定の明確化

個人情報の保護に配慮しつつ利活用を進める観点から、個人情報保護法における利用目的制限や第三者提供制限の例外となる事例、個人情報取扱事業者の義務等の適用除外となる「学術研究目的の共同研究」の事例を充実させるべきである。

(6) カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備

生活者のプライバシー保護に配慮しつつ、カメラ画像の適切な活用を推進する観点から、以下3点に取り組むべきである。

- ① 「カメラ画像利活用ガイドブック」のさらなる周知・徹底を図ること。

- ② ガイドブックの事例（不適切事例も含む）を一層充実させること。
- ③ カメラ画像の活用に関して相談できる政府の体制を整備すること。

（７）独占禁止法第９条の廃止

グローバル化とデジタル化の進展にともない、わが国企業が事業構造や事業領域を不断に見直す必要に迫られているなか、国内市場の規模のみに注目して規制を課す独占禁止法第９条を廃止すべきである。

以 上

＜個別要望事項＞

Ⅱ. 社会課題の解決に向けた規制・制度改革

1. ものづくり・サービス提供における生産性の向上

【ものづくり】

(1) I o T・ロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定

＜要望内容・要望理由＞

I o T機器やロボット等の非防爆機器（爆発を防止するために電気設備に特別な技術的対策を講じていない機器）を工場内の防爆エリア（爆発や火災が起きる可能性のあるエリア）で設置・使用するにあたり、同一の機器でも自治体（消防）により設置・使用の可否に関する判断が異なる場合がある。このため、全国規模で活動する事業者は拠点や工場毎に管轄自治体に相談を行っているが、個別の指導内容に対応するコストが大きな負担になるとともに、企業内部での安全技術思想の伝承が困難となっている。

デジタル技術を用いた工場の生産性向上が課題となるなか、自治体毎の規制の差異は事業者の予見可能性を妨げ、新技術の導入に向けた足枷となりかねないことから、防爆エリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する全国統一の基準を策定するとともに、各自治体が過去に設置・使用の可否を判断した事例を公表すべきである。

＜根拠法令等＞

労働安全衛生法第 44 条

労働安全衛生規則第 280 条

電気機械器具防爆構造規格

電気設備の技術基準の解釈第 176 条

危険物の規制に関する政令第 9 条

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び電気機械器具防爆構造規格及び昭和四十七年労働省告示第七十七号の一部を改正する告示の適用について

プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン

プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン

(2) 監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和

＜要望内容・要望理由＞

請負金額が 3,500 万円以上（建築一式工事の場合は 7,000 万円）の一定の建

設工事に際して、請負事業者は「監理技術者」を配置しなければならない。監理技術者は、当該工事現場における建設工事の施工において技術上の管理を司る役割が期待されており、工事現場毎に「専任」の者であることが法律で求められている。専任の解釈としては、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」と示されているため、監理技術者を確保できず工事の受注を見送る例が発生している。

専任の監理技術者が常駐することが原則（合理的な理由で工事現場を短期間離脱することは可能）となる一方で、工事に関する品質・原価・工程・安全・環境等に関する管理などの施工管理は、デジタル技術（WEBカメラを用いた現場状況の監視、TV電話システムを用いた作業指示等）を用いた遠隔管理により代替可能な範囲は十分に拡大していると考えられる。

建設業界における労働力不足が深刻化するなか、限られたリソースを複数の工事現場で有効に活用することが急務であることから、ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実施を担保できる場合には、監理技術者が遠隔で複数の工事現場に係る職務を兼務できるようにすべきである。

<根拠法令等>

建設業法第26条

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）

（3）建設分野におけるデジタル技術の活用促進

<要望内容・要望理由>

建築分野・土木分野におけるデジタル化の進展にともない、計画・調査・設計・施工・維持管理の各段階で3次元モデルを活用し、建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図るBIM/CIM（Building/Construction Information Modeling）と呼ばれる手法が登場している。

しかしながら、以下3点の問題があり、BIM/CIMの業界全体での普及が進んでいない。

① 建築確認申請に際して添付図書の提出が規定されているため、確認審査

に対応するために2次元図面を別途用意しなければならない。

- ② 発注図書として2次元図面が採用されることが多いため、3次元データへの変更が必要となり、迅速な施工を実施できない。
- ③ 発注者と受注者（施工業者）間の業務委託契約の内容次第では、受注者の独自技術やノウハウに基づく知的財産を含むBIM/CIMデータの実施権を発注者に制限される可能性がある。

そこで、建設分野のデジタル化を進める観点から、以下3点を要望する。

- ① BIMデータを用いた建築確認申請を認めること。
- ② 発注図書としてBIM/CIMデータの採用に取り組むこと。
- ③ BIM/CIMデータの権利や使用に関するルールやガイドラインを整備すること。

<根拠法令等>

建築基準法第6条

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて

（４）構内無線局の登録内容の変更時における手続の緩和

<要望内容・要望理由>

建設現場においては、現場作業員のヘルメットに取り付けたRFIDタグをRFIDリーダーで読み取り入退出管理を行う場合がある。その際に、920MHz帯の高出力のRFIDリーダー（無線設備）を利用するには総務省に対する電波利用申請が必要となるため、事業者は個別または包括登録申請により「構内無線局」の登録申請を実施している。

ただし、現行制度では、無線設備の設置場所が変更になる都度、登録内容の変更申請を行わなければならないため、受注状況に応じて数が増加する建設現場の特性を踏まえると、変更手続に要する事業者の対応負担は極めて大きい。

そこで、電波干渉を防止する一定の措置を講じることを前提に、構内無線局の登録変更時の行政手続を申請から届出に緩和すべきである。

<根拠法令等>

電波法第 27 条の 18

電波法施行規則第 16 条

(5) 製品本体に同梱されるACアダプターに対する規制緩和

<要望内容・要望理由>

電気用品の輸入事業者は、電気用品安全法施行規則が定める電気用品の区分に従って経済産業大臣に対する事業の届出を行うとともに、当該電気用品の輸入にあたり「電気用品の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合させなければならない。

ノートパソコンやルーター等の製品を輸入する際、製品本体に電源を供給する装置として「電源コードセット」や「ACアダプター」が製品本体と分離され同梱されることが一般的である。電源コードセットやACアダプターが製品本体と分離独立した状態で輸入される場合には、製品本体とは別にそれぞれが単体で電気用品の該当有無を判断され、該当する場合には上記の事業届出や適合性検査が必要となる。

ただし、電源コードセットについては、製品本体に同梱され、汎用性もない場合には、製品本体と一体とみなされ、電気用品の該当有無の判断は不要とする緩和措置が設けられている。しかしながら、ACアダプターには同様の規定が存在しないため、輸入に際して製品本体とともに単体で電気用品の該当有無を判断した上で必要な手続を行わなければならない。電源コードセットとACアダプターは同様に一体として機能するにもかかわらず、緩和措置の有無が異なるため、事業者は規制内容の違いを海外の取引先に理解させることや、届出書類の準備等の行政手続に対応する必要性が生じ、海外製の情報通信機器を迅速に輸入できない事態に陥っている。

そこで、ACアダプターについても電源コードセットと同様の緩和措置を設けるべきである。

<根拠法令等>

電気用品安全法第 3 条、第 8 条

電気用品安全法施行規則別表第 1 の 18

電気用品の取扱いについて（内規）

【サービス】

（６）無人店舗の実現に向けた食品衛生責任者の配置要件の明確化

＜要望内容・要望理由＞

食品衛生法に基づき、都道府県は条例により、営業施設の内外において公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定めることができる。厚生労働省は各自治体への技術的助言として「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」を示しており、同指針に基づき、各都道府県の条例は、飲食営業の許可施設毎に食品衛生責任者を設置することを規定している。

食品衛生責任者は事業者の指示に従い食品衛生上の衛生管理にあたることとされているが、配置場所に関する具体的な要件は存在しない。配置の要件は、各保健所の判断に委ねられており、現状は店舗内や店舗と一体不可分な場所での常駐を行っている。また、既にカメラ等による遠隔監視も技術的に可能であるものの、食品衛生責任者の配置基準が不明確なため、事業者は無人店舗の導入に二の足を踏んでいる。

以上を踏まえ、ICTを活用した衛生管理を実施する措置を講じた店舗については、食品衛生責任者が常駐せずとも差し支えないことを明確化すべきである。

＜根拠法令等＞

食品衛生法第 50 条第 2 項

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針

（７）電子的な年齢確認による酒類・煙草販売が可能であることの明確化

＜要望内容・要望理由＞

酒類・煙草の販売者は購入者の年齢確認を行わなければならないものの、年齢確認の方法は定められていない。このため、各販売者が独自の方式で確認行為を実施しており、小売店舗においては、タッチパネルを用いた対面販売が主流となっている。

昨今の労働力不足にともない、無人店舗やセルフレジの普及が進みつつある

が、ICTを活用した年齢確認が認められるか判然としないため、事業者は無人店舗・セルフレジにおける酒類・煙草の販売を控えている。

各分野で電子的な本人確認が進むなか、酒類・煙草販売においても、顔認証による登録データベースとの照合やマイナンバーカード等のIDカードを用いたシステムによる年齢確認が可能であることを明確化すべきである。

<根拠法令等>

未成年者飲酒禁止法第1条

未成年者喫煙禁止法第4条

(8) 一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現

<要望内容・要望理由>

医薬品医療機器等法に基づき、店舗販売業者においては、第二類医薬品・第三類医薬品の販売を薬剤師・登録販売者により行わせることが義務となっており、第二類医薬品の販売に際して当該薬剤師・登録販売者を通じて必要な情報を提供するよう努めなければならない。

このため、有資格者が店舗に不在の場合には第二類医薬品・第三類医薬品を販売することができず、顧客の利便性を低下させている。

既にオンライン診療・服薬指導が可能となり、非対面での医療行為が実施されつつあるなか、店舗において有資格者が常駐する必然性は乏しい。また、労働力不足にともない、登録販売者の確保が従来以上に困難となるなか、店舗の常駐要件の遵守は事業者にとって大きな負担となっている。

そこで、ICTを活用して有資格者が遠隔での情報提供を行うことにより、第二類医薬品・第三類医薬品を販売可能とすべきである。

<根拠法令等>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の9、第36条の10、第37条

(9) アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備

<要望内容・要望理由>

情報システムの開発にあたり、短期間で試行錯誤を繰り返す「アジャイル手法」の活用が普及しつつある。アジャイル開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先などの関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。特にスタートアップとの協業において、早期に成果を出す手法として有用である。

しかしながら、現行法制下では意思疎通や協働の内容が発注者から委託先のエンジニア等の作業への直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。また、発注者と受託者との間を派遣契約に切り替えた場合でも、受託者から委託先へ開発の一部を再委託していることから、職業安定法が禁止する「二重派遣」に抵触しかねない。特に外部委託先（SIer や個人事業主）がスタートアップのような小規模企業や新興企業である場合、派遣事業の許認可も有していないことから、派遣契約への切り替えは現実的でない。

このため、偽装請負の該当性を回避するため、発注者と受託者、委託先の打合せに際して受託者の管理責任者を出席させ、当該責任者を介して仕様や要件を固めていくなど、発注者・受託者間のコミュニケーション・ルールの配慮と対策に費用と時間を費やさざるを得ず、高いスピード感を持つアジャイル開発のメリットを十分に享受できていない。前述のとおり、受託者が小規模企業や新興企業である場合、上記のようなコミュニケーション体制の確保も容易でない。

そこで、アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあたることを明確化すべきである。あわせて、経済産業省の「DXレポート」において、アジャイル開発に適した契約ガイドラインの見直しを検討する旨が記載されているため、ガイドラインを早期に公表すべきである。

なお、本要望は、労働者の過重労働や下請事業者の不当な取り扱いが是認されることを求めるものではない。

<根拠法令等>

労働者派遣事業と請負による行われる事業との区分に関する基準

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」

(37 号告示) に関する疑義応答集

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」

(10) 同一敷地外のグループ企業間における I T 点呼の認可

＜要望内容・要望理由＞

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務前後の運転者に対し、対面による点呼を通じて一定の事項に関する報告を受けるとともに内容の確認を行わなければならない。乗務前の点呼においては、運行の安全を確保するために必要な指示を行うことも求められている。貨物輸送需要の増大にともない、運行の中には点呼の時間が早朝や深夜、休日となるケースも少なくないため、点呼を実施する運行管理者や運行管理補助者の業務負荷は極めて大きい。

こうしたなか、輸送の安全確保に関する取り組みが優良であると認められる営業所（G マーク営業所）においては、当該営業所と同一事業者の他の G マーク営業所との間で情報通信機器を用いた点呼（I T 点呼）を行うことが認められている。

また、同一敷地内に複数の営業所が存在するグループ企業においては、G マーク営業所の運行管理者等が他の企業の営業所の点呼を「対面」により行うことも可能である。

しかしながら、労働力不足が深刻化するなかで、一層の優遇措置を設けることで点呼業務の負荷の軽減を図る必要がある。

そこで、情報通信技術の一層の活用により運行管理者・運行管理補助者のリソースを最大限活用する観点から、グループ企業間に限り、同一敷地外においても、G マーク営業所の運航管理者等が他の企業の G マーク営業所に所属する運転者に対する I T 点呼を可能とすべきである。

＜根拠法令等＞

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

【ものづくり・サービス共通】

(11) 専属産業医の遠隔化および兼務要件の緩和

＜要望内容・要望理由＞

一定の条件を満たす事業場では、専属の産業医を選任して労働者の健康管理等の業務を行わせなければならない。当該産業医が事業場に常駐することについて、法令上の明確な規定は存在しないが、事業場を所管する労働基準監督署

のなかには、当該事業場での常勤を事業者に対して求めるケースがみられる。

産業医は都市部に偏在しているため、郊外の大規模な事業場では専属産業医の確保が困難となっている。「働き方改革関連法」(2019年4月施行)において労働者の健康確保に向けた「産業医・産業保健機能の強化」が盛り込まれ、質が高く自社に適した専属産業医を確保するニーズは高まっているが、事業場の常勤が求められることで適切な産業医を確保できない事態を招いている。

また、非専属産業医の選任で足りる事業場においても、他の事業場の専属産業医と契約するためには「事業場間を1時間以内で移動できる」要件を満たす必要があるため、地理的な制約から適切な産業医を確保できない場合がある。

産業医の職務の多く(労働者の健康管理や面接指導、衛生教育等)はICTの活用で対応でき、定期健康診断や作業環境の維持・管理等の職務についても事業場に常駐する必要性は存在しない。労働災害の発生等の緊急時も事業場周辺の医療機関と連携することで必要な措置を行うことは可能と考える。

そこで、ICTの活用を前提に、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認めるとともに、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するための事業場間の移動要件を撤廃すべきである。

<根拠法令等>

労働安全衛生法第13条

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の

地理的關係について

(12) 安全衛生教育におけるデジタル技術の活用

<要望内容・要望理由>

労働者を雇用した際、事業者は当該労働者が従事する業務や事業場の性質に応じた安全衛生教育を行わなければならない。教育の科目・範囲・時間は厚生労働省の告示により詳細に定められている。

多数の受講対象者を抱える事業場においては、社内・社外で定期的に集团的

に安全衛生教育を実施することの負担は極めて大きいことから、学科教育については e-Learning の活用を認めるべきである。

将来的には、事業場の業務実態や労働者の能力に応じて法定の教育時間を短縮できるようにすることが望ましい。

<根拠法令等>

労働安全衛生法第 59 条、第 60 条、第 60 条の 2

2. 安心・安全な社会インフラの整備・確保

【国土強靱化】

(1) スマート保安の推進

① デジタル技術を用いた鉄道の施設・車両の定期検査の見直し

<要望内容・要望理由>

「線路」「電力設備」「運転保安設備」「車両」については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、一定期間毎に定期検査を行わなければならない。一定の機能を備えた施設や車両を対象に、検査周期の延長が認められているものの、施設や車両の保守に関する作業は鉄道事業者の係員による実施が前提となっており、労働力不足にともなう熟練工の維持・確保が大きな課題となっている。

こうした中、AI やクラウドコンピューティングを活用したメンテナンス作業の効率化・高度化による代替が可能となる面が増えている。デジタル技術の活用は定期的な検査に止まらず、常時管理が可能となり、保守の面では効果がより高くなるものの、常時管理システムを導入することが認められていない。

そこで、鉄道事業者と規制官庁との間で人手による検査と同等の水準を満たすことが確認された場合には、デジタル技術を活用した施設や車両の常時管理を認め、定期検査そのものを廃止すべきである。

<根拠法令等>

鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 10 条、第 90 条

② ドローンを活用した各種施設の定期点検・調査に向けた制度整備

<要望内容・要望理由>

建築物や橋梁・道路、港湾施設等の定期点検・調査においては、各種ガイドラインや告示において近接目視やテストハンマーを用いた打診による確認が求められている。「近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい」「点検診断においては、効率性、客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい」との記述もみられるが、ドローンを活用できることが明記されておらず、点検を行う事業者は導入を躊躇せざるを得ない状況となっている。

そこで、各種ガイドラインや告示においてドローンを活用した点検・調査が認められることを明文化すべきである。あわせて、活用するための条件を把握できるよう具体的な事例を示すべきである。

<根拠法令等>

道路橋定期点検要領

道路トンネル定期点検要領

ジェッド、大型カルバート定期点検要領

横断歩道橋定期点検要領

門型標識等定期点検要領

港湾の施設の点検診断ガイドライン

港湾荷役機械の点検診断ガイドライン

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

③ 液化天然ガス貯蔵タンクの非破壊検査におけるAIの活用

<要望内容・要望理由>

液化天然ガス（LNG）貯蔵タンクの溶接部を検査するにあたり、放射線を用いて対象物を破壊せずに欠陥を検出する「非破壊検査」を実施している。検

査結果については、日本産業規格（J I S）に基づき、一定の試験合格者や同等以上の技能者が目視で欠陥の有無を判定しているなか、このような熟練検査員については絶対数が不足し、確保や判定技術の伝承が困難となっている。

過去の判定結果（画像データ）を学習したA Iを活用することで、熟練者と同等の精度での判定が可能になると考えられるため、非破壊検査におけるA Iの活用を可能とすべきである。

<根拠法令等>

高圧ガス保安法第 35 条、第 35 条の 2

④ 特定建築物の衛生管理や定期点検における見直し

<要望内容・要望理由>

興行場や百貨店、図書館、博物館、店舗・事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 平方メートルを超える建築物等は「特定建築物」と定義される。特定建築物の所有者は、当該特定建築物の環境衛生上の維持・管理に関する業務を全般的に監督させるため、建築物毎に「建築物環境衛生管理技術者」を選任する必要がある。

当該建築物環境衛生管理技術者は原則として他の特定建築物の環境衛生管理技術者を兼務することが認められていない。

また、特定建築物において、当該建築物の衛生環境を維持・管理する観点から、2ヶ月以内毎に一度、法令で指定された測定器を用いて空気環境を測定しなければならない。

労働力不足が深刻化するなか、建築物環境衛生管理技術者の確保が困難になるとともに、人手による空気環境の測定が大きな負担となっている。デジタル技術の進展にともない、有資格者が遠隔で複数の特定建築物の衛生状態を確認して環境衛生上の維持・管理を行うことや、センサーを用いて空気環境を自動で測定することも可能な状況にある。

そこで、I C Tの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和するとともに、空気環境の定期測定を廃止すべきである。

＜根拠法令等＞

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、第6条

（2）安全性を確保したドローンの普及に向けた規制緩和

＜要望内容・要望理由＞

重量200グラムを超えるドローンは「無人航空機」として航空法の規制対象となり、同法に基づく飛行禁止区域での飛行や、所定の方法以外での飛行を行う場合には、国土交通大臣の許可・承認が必要となる。

航空法の規制は機体の重量に応じて一律に適用され、安全性への配慮の有無は考慮されない。このため、利用者の中でプロペラゲージやパラシュート等の安全装置を具備したドローンを活用するインセンティブに乏しい。

また、ワイヤー等で機体を係留することで飛行範囲を限定し、事故発生リスクを最小化した飛行方法も普及していない。今後、インフラの維持・管理をはじめさまざまな分野でドローンの活用が有効となるなか、安全性を担保した機体や飛行方法の普及は重要な課題である。

他方、業務目的で無人航空機を使用する場合は最大1年間の包括許可の取得が可能であり一部で効率化が図られているものの、申請手続き自体に煩雑さを感じる事業者は多い。

そこで、機体に安全性を高める措置を施したドローンや、一定の方法で飛行範囲が限定されたドローンについては、航空法における飛行申請を不要とすべきである。

＜根拠法令等＞

航空法第132条、第132条の2

（3）一定の無人航空機における目視外飛行の柔軟化

＜要望内容・要望理由＞

無人航空機の飛行にあたり、原則として機体および周囲の状況を目視により常時監視することが求められている。目視外飛行を行うためには国土交通大臣

の承認が必要となるが、測量や点検等でドローンを活用する場合、目視外飛行の必要性は現地を確認するまで把握できないことも多い。その結果、承認申請手続に時間を要し、無人航空機を迅速に活用できない事態が生じている。

また、業務目的で使用する場合は、最大1年間の包括許可の取得が可能であり一部で効率化が図られているものの、現状では、変更申請で追加的に承認を得ることのできる飛行方法等に目視外飛行等は含まれていない。

そこで、向きを360度変えることのできるカメラ等を搭載した無人航空機を飛行させるなど、操縦者が映像を通じて機体と周囲の状況を確認できる場合に限り、目視外飛行における飛行承認申請を不要とすべきである。加えて、包括許可取得後の変更申請で変更が可能な飛行方法等についても、拡大を検討すべきである。

<根拠法令等>

航空法第132条の2

(4) 限定空間におけるドローンの飛行に関する規制緩和

<要望内容・要望理由>

無人航空機を「人口集中地区」で飛行させる場合は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。人口集中地区内においても、屋内で飛行させる場合には航空法の対象外となり許可は不要だが、屋内として想定されているのは四方や上部がネット等で覆われている場合である。

このため、煙突のように無人航空機が外部に飛び出すことのできる部分を含む構造の建物等の内部で点検用にドローンを活用する際には、煙突に屋根がないため建物内部全体が屋内とみなされず航空法に基づく飛行許可の申請が必要となる。

しかしながら、煙突の内部点検を目的とした飛行の場合、仮にドローンが落下しても建物内部での落下に過ぎない。また、煙突への機体の出し入れのために建物外部を飛行する場合も、飛行エリアは煙突周辺にとどまり、航空機等との衝突リスクも発生しない。事実上屋内での飛行と同程度の安全性が担保され

ているに等しい。

また、業務目的で無人航空機を使用する場合は最大1年間の包括許可が可能であり一部で効率化が図られているものの、申請手続自体を煩雑な事務負担と感じる事業者は多い。

そこで、一定の条件を設けたうえで、煙突等の一面が開放された空間においても、当該空間内部および内部に至るために通過する近接部分をドローンが飛行する場合には、航空法における飛行許可申請を不要とすべきである。

<根拠法令等>

航空法第132条、第132条の2

無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関するQ&A

（5）災害時におけるドローンの目視外飛行の柔軟化

<要望内容・要望理由>

災害発生時における設備の被害状況を確認するにあたり、倒木や土砂崩れにより車両等が通行できない場所の先は、無人航空機（ドローン）を飛行させて確認を行うことが効果的である。しかしながら、無人航空機の目視外飛行には原則として補助者の配置が必要となり、配置せずに飛行させる場合には、適合すべき基準として「飛行前に、飛行させようとする経路及びその周辺について、不測の事態が発生した際に適切に安全上の措置を講じることができる状態であることを現場確認すること」が求められている。災害時に通行ルートを確認する前にこの基準を満たすのは極めて困難である。

そこで、被災状況を迅速に確認し、早期の復旧を図る観点から、災害時の目視外飛行における補助者不要の要件を緩和すべきである。

<根拠法令等>

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

(6) 鉱山内におけるドローン飛行の柔軟化

<要望内容・要望理由>

無人航空機（ドローン）の活用にあたり、150メートル以上の高さの空域を飛行させる場合や目視外で飛行させる場合には国土交通大臣の許可や承認を得なければならない。国交相による許可・承認の取得にあたり、一定期間内の反復飛行や複数の異なる地点での飛行をまとめて申請する「包括申請」も最長1年間の範囲で可能だが、高度150メートル以上の空域での飛行は申請の対象外である。また、包括申請を利用して許可・承認を受けた場合、申請者は3ヶ月に一度「飛行実績報告」を国土交通省に提出する必要がある。

鉱山内においては、日常点検を目的として、高さ150メートル以上や目視困難な場所における無人航空機の利用ニーズが高い。しかしながら、航空法に基づく上記の行政手続が負担となり、無人航空機を日常業務で活用するにはハードルがある。鉱山保安法に基づき、事業者は鉱山労働者の安全性確保や鉱山周辺の状況調査を行うことが前提となっているため、無人航空機の飛行による危険性の増加は考えにくい。

そこで、鉱山内における無人航空機の飛行にあたり、以下3点を要望する。

- ① 150メートル以上の高さの飛行における許可取得を撤廃すること。
- ② 目視外飛行における承認取得を撤廃すること。
- ③ 上記2点の実現が困難な場合には、150メートル以上の飛行を包括申請の対象にするとともに、飛行実績報告を3ヶ月毎ではなく許可・承認期間終了後に一括で提出できるようにすること。

<根拠法令等>

航空法第132条、第132条の2

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

鉱山保安法第18条

(7) リチウムイオン蓄電池の普及に向けた制度整備

＜要望内容・要望理由＞

リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は「第4類第2石油類」として消防法上の危険物に該当し、1,000 リットル以上の電解液量を貯蔵・取り扱うには壁・柱・床等を耐火構造とする「危険物取扱所」で行わなければならない。

リチウムイオン蓄電池は従来の鉛蓄電池等に比べ、小規模で大容量の電力を貯えられるという特長を持ち、データセンター等における非常用電源としての活用期待は高い。しかしながら、貯蔵・取扱場所が危険物取扱所に該当した場合の追加措置が負担となるため、事業者が1,000 リットル未満の電解液量で貯蔵・取り扱わざるを得ない事態が生じている。リチウム蓄電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると回路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼を防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いに際して安全性を担保することは十分に可能である。

そこで、適切な機能を備えたリチウムイオン蓄電池については、「危険物の規制に関する政令」で指定する数量を超えた場合の新たな数量基準を設けるべきである。少なくとも、消防法通知における「電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて」を充放電時にも適用可能とすべきである。

＜根拠法令等＞

危険物の規制に関する政令第1条の11

リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について

【エネルギー】

(8) 配電事業ライセンスの導入

＜要望内容・要望理由＞

発電事業者から受けた電気を小売電気事業者等に供給する行為は「一般送配電事業」と定義され、その実施には電気事業法上の許可が必要となる。同事業の許可は全国10の供給区域毎に行われ、事業者には、送電・変電・配電設備の

設置・運用等を通じて当該区域内における電力の安定供給を確保することが求められる。一般送配電事業は、電力を広範囲に供給することを前提としており、新規参入は極めて困難である。

一方、再生可能エネルギー等の分散型電源の普及、I o T・A I等の革新的技術の登場により、分散型電源を利用し特定区域内で面的な運用を行う「マイクログリッド」が実用化しつつあり、新規参入者が一般送配電事業者の送配電網を活用した系統運用を行うニーズが高まっている。I C Tの活用により電力の監視制御・需給管理が最適化されることで、電力ユーザーにとっても、再エネの最大限の活用や電力コストの抑制が進むことが期待される。

そこで、新たに配電事業ライセンスを導入し、社会コストといった観点も踏まえつつ、配電事業への新規参入を可能とすべきである。

<根拠法令等>

電気事業法第2条、第2節「一般送配電事業」

(9) 特定計量器以外の機器による電力取引の実現

<要望内容・要望理由>

電力取引に用いる電力量の計量を行うためには、計量法に基づく検定を受けた計量器（特定計量器）を使用することが義務付けられている。太陽光発電や電気自動車（E V）等の分散型リソースを活用した電力取引を行う場合も、取引の対象となるリソースの全てに特定計量器を設置しなければならない。

太陽光発電システム等に用いられるパワーコンディショナー（電力変換器）をはじめ、多くのリソースには電力量を一定程度正確に計量する機能が既に備えられている状況も踏まえれば、高価で小型化も難しい特定計量器の設置を全てのケースについて求めることは、新たな電力ビジネスの普及を妨げ、却って消費者利益を損なうと考えられる。

そこで、適切な計量の実施を確保できる機器の利用や需要家への説明を前提に、特定計量器以外の機器による柔軟な電力取引を可能とすべきである。

<根拠法令等>

計量法第 16 条

【モビリティ】

(10) プラットフォーム型カーシェアリング促進に向けた道路運送法の規制緩和

<要望内容・要望理由>

自家用自動車を業として有償で貸し渡すには、道路運送法により、国土交通大臣の許可が必要となる。また、自家用自動車をレンタカーとして登録すると車検の有効期間が原則短縮される。個人や法人が保有する自家用自動車のシェアリングの推進においては、有償貸渡の許可取得手続や車検コストの増加が阻害要因のひとつとなっている。自動車の所有者と利用者との間で「共同使用契約」を締結して個人間のカーシェアリングサービスを実施する事業者もみられるが、法令上の解釈が不透明であり、新規参入が進んでいるとは言い難い。

そこで、シェアリングビジネスの推進の観点から、以下のように安全性を担保する措置が講じられた場合に限り、個人や法人が保有する自家用自動車について、所有者と利用者を媒介するプラットフォーム事業者(レンタカー事業者)に対して、業の許可を取得せずに有償で貸し渡せるようにすべきである。

- ① 貸渡車両として登録された自家用自動車は、法定点検等を期日までに適切に実施したものに限り登録を維持する。
- ② 貸渡車両として登録された自家用自動車は、機器を搭載する等の方法で走行距離や時間帯毎の利用履歴を確認できる。
- ③ プラットフォーム事業者が利用者の本人確認を適切に実施する。
- ④ 自家用自動車の所有者が当該自動車を専ら貸し渡すなど、自家用自動車有償貸渡事業の潜脱を防ぐため、例えば貸渡期間の上限を設定する。

<根拠法令等>

道路運送法第 80 条

(11) パーソナルモビリティの実用化に向けた実証実験の円滑化

<要望内容・要望理由>

高齢ドライバーの運転をめぐる諸問題などが発生するなかで、日常生活における移動手段として「搭乗型移動支援ロボット（パーソナルモビリティ）」に対する期待は大きい。このようなロボットは実証実験の場合にのみ、公道を走行することが認められている。

しかしながら、民間事業者が実証実験に取り組むには以下の要件があり、ハードルが非常に高く、仮に実証実験を実施できても社会実装は困難な状況にある。

- ① 実施にあたり行政機関（国や地方公共団体）の協力を得る必要があり、関係者との調整コストが発生する。
- ② 道路運送車両法に基づく灯火装置を備えていないロボットの場合、実施時間が日出時から日没時までには制限される。
- ③ 運転免許証の所持が前提となっており、パーソナルモビリティへの需要が高い移動弱者がロボットの操縦者となることができない。
- ④ 実施許可期間が最大6ヶ月とされており、季節や気象の変化に応じた実証データが取得できない。
- ⑤ 実施場所が自転車通行可の歩道に限定されており、実用化を見据えた柔軟な実験を行うことができない。
- ⑥ 歩行補助車（歩行者扱い）と同等の速度に制限されているにもかかわらず、操縦者にヘルメットの着用が義務付けられており、工数の増加を招いている。

そこで、モビリティ革命を推進する観点から、実施場所の環境や実験車両の機能や操作性など一定の安全性が担保された条件下では実証実験の許可水準を引き下げるべきである。

<根拠法令等>

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準

(12) 乗合バス・定期運行バスにおける路線・料金設定の柔軟化

<要望内容・要望理由>

一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス・定期運行バス）の許可を受けるに際しては、路線に関する事項や停留所の名称・位置等を記載した事業計画を提出しなければならない。旅客の運賃・料金も、上限に関する国土交通大臣の認可を受けたうえでその範囲内で設定し、事前に届け出なければならない。

路線設定や運賃・料金についての許可・認可の仕組みは市場の需要に応じた柔軟な路線変更や価格設定を困難なものとしている。路線や運賃の設定における柔軟性を確保し、地域の実情に即した旅客運送サービスを実現する手段としては、自治体の主催により協議する「地域公共交通会議」の仕組みが存在するものの、関係事業者間の合意形成が容易でない、自治体のエリアを超えた交通サービスへの対応が難しいなどの問題がある。

公共交通網の中核を担う乗合バス・定期運行バスについては、担い手と利用者が減少する一方で、地域における役割の重要性に鑑みると、より効率的・効果的な運営が欠かせない。運営手段の一つとして、利用者の位置情報等を踏まえた運行ルート・ダイヤの設定や、需要に応じた運賃・料金の変更（ダイナミック・プライシング）、複数の交通手段を統合してシームレスな移動を実現する「MaaS (Mobility as a Service)」の社会実装が有効と考えられる。このように、デジタル技術を活用して地域の公共交通機関の効率的・効果的な運営を図る観点から、乗合バス・定期運行バスの路線や運賃・料金の設定の柔軟化が求められる。

<根拠法令等>

道路運送法第5条、第9条

3. 活力ある地域の実現

【農業】

(1) 一般法人による農業参入の促進

<要望内容・要望理由>

農地法に基づき、農地を所有できる法人を設立するには、①法人形態（公開会社でない株式会社・農事組合法人・持分会社）、②売上高の過半を農業が占める、③農業関係者が総議決権の過半を占める、④役員の過半が農業の常時従事者である - -等の要件を満たす必要がある。このため、一般企業が農地を直接所有することはできず、仮に農地所有適格法人を設立しても、農業関係者の資金力不足により、一般企業による大規模な資本の投入は困難な場合がある。

全国規模で耕作放棄地が増加するなか、生産性の高い農業を実現していくためには、次世代技術を活用した「スマート農業」の実現が求められ、民間企業の農業参入を後押しする大胆な規制改革が欠かせない。

そこで、一般法人による農地所有を認めるとともに、農地所有適格法人における事業、議決権・構成員、役員要件を緩和すべきである。

<根拠法令等>

農地法第2条第3項

(2) 農業用ドローンに対する飛行計画登録の免除

<要望内容・要望理由>

2019年7月より、国土交通大臣による飛行許可・承認を受けた全てのドローンは「FISS（ドローン情報基盤システム）」において「飛行計画登録」を行うことが義務化された。このため、農薬・肥料散布に利用するドローンも規制の対象として登録作業を行う必要があり、人手不足が深刻化する農業現場において、大きな負荷となっている。

農業用ドローンを利用する場合は圃場であり、公共の場などの関係者以外の第三者が多数存在する環境は想定されない。農業用ドローンの中には、「全国農地ナビ」等に登録された農地でしか利用できない自動飛行制御システムを導入し

ているものもある。また、農作業は、作物の生育状況や病虫害の状態、翌日の天候を見ながら、作業圃場や作業時間の柔軟な変更が求められる性質があり、厳密な飛行計画を事前に定めて登録することは現実的な運用とは言えない。

スマート農業の推進にあたり、次世代技術の活用が重要となるなか、本規制は農業用ドローンの普及拡大に大きな足かせとなっている。

そこで、一定の自動飛行制御システムを導入した農業用ドローンについては、飛行計画登録を免除すべきである。

<根拠法令等>

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

【観光】

（３）民泊営業における上限規制の撤廃

<要望内容・要望理由>

住宅宿泊事業法に基づき、民泊の営業日数は年間 180 日までしか認められていない。このため、営業日以外での使用が難しく、既存の住宅ストックを十分に活用することができないことから、シェアリングエコノミー推進の足枷となっている。インバウンドの急増により全国的に宿泊施設不足が懸念されることに加え、観光の目的としても民泊への期待は大きい。

そこで、民泊営業における上限規制を撤廃すべきである。

<根拠法令等>

住宅宿泊事業法第 2 条

（４）宿泊者名簿の完全電子化

<要望内容・要望理由>

旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならない。法令上、情報通信機器を用いた名簿の作成・備え付けは禁止されていないが、「旅館業法に関する FAQ」においては、宿泊者本人による名簿の記載を事業者に求める記述が存在す

る。このため、インターネット予約が主流となり、利用者はネット経由で顧客情報を事前に登録しているにも関わらず、チェックインの際に改めて宿泊者名簿の記載・確認を行う必要が生じ、宿泊施設と顧客の双方の手間となっている。

また、自治体の中には、紙媒体の宿泊者名簿の提出を求めるケースもあるため、作成・備え付け・提出を電子で一貫して行うことができない。

そこで、予約時に登録された情報を用いて事業者が宿泊者名簿を作成できるようにするとともに、同名簿の提出も電子で可能とする措置を講じるべきである。

<根拠法令等>

旅館業法第6条

旅館業法に関するFAQ

(5) 宿泊施設におけるフロントレス環境の実現

<要望内容・要望理由>

2017年の旅館業法改正により、玄関帳場（フロント）における対面による宿泊者の確認義務についての見直しが行われた。具体的には営業者が設置したビデオカメラ等により、鮮明な画像で宿泊者の本人確認や出入状況の確認を常時実施すること等の要件を満たせば、玄関帳場（フロント）の設置が免除されることとなった。しかしながら、各地の保健所によって、有人でなければ旅館業の許可を与えない場合がみられ、行政機関の現場において制度改正が十分に浸透しているとは言い難い状況にある。

また、日本国内に住所を要しない外国人が宿泊する場合には、宿泊者名簿に国籍と旅券番号を記載するとともに、旅券の写しを保存しなければならない。この状況は、旅館業法改正の効果を実質的に活かすことができず、宿泊施設の省人化・スマート化の推進に支障をきたしている。

そこで、ICTを活用した宿泊施設におけるフロントレス環境の実現に向けて、以下2点を要望する。

① 各保健所の見解を統一させるため、玄関帳場（フロント）が有人である必

要性がない旨を全国の保健所に周知徹底すること。

- ② 入国時に登録された認証データ（顔データ）と宿泊施設で撮影した旅行者の顔データを照合し、両者が一致した場合に旅券情報（国籍、旅券番号）を参照可能な仕組みを整備することで、宿泊者名簿への記載と旅券の写しの保存を不要とすること。

<根拠法令等>

旅館業法施行規則第4条の2

旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

旅館業における衛生等管理要領

4. 国民一人ひとりの健康増進

（1）オンライン診療・服薬指導における対面原則の撤廃

<要望内容・要望理由>

超高齢社会に突入した我が国において、医療機関・薬局のサービスへのアクセスについての負担を軽減するオンライン診療・オンライン服薬指導が果たす役割は極めて大きい。厚生労働省が累次にわたりオンライン診療に関する通知を発出し、2019年11月にはオンライン服薬指導の解禁を含む改正医薬品医療機器等法が成立するなど、政府はオンライン診療・服薬指導の普及に向けた環境を整備しつつある。

しかしながら、患者と医療従事者の双方において実施に向けたハードルは高い状況が残っている。「原則として初診は対面診療で行い、その後も同一の医師による対面診療を組み合わせる行うことが求められる」「あらかじめ、対面により、薬剤を使用しようとする者に対して服薬指導を行わせている場合に行われること」「原則として、初回は直接の対面による服薬指導を行い、その後も同一の薬剤師が直接の対面による服薬指導を適切に組み合わせる行うこと。ただし、やむを得ない場合には、当該患者に対面服薬指導を行ったことのある当該薬局の薬剤師が当該薬剤師と連携して行うことは妨げないこと」など、対面診療・対面服薬指導を前提とする要件が引き続き存在しており、初回以降も同一の薬

剤師による服薬指導が原則とされている。

ICTの発達により、オンラインの場合でも対面と同程度のコミュニケーションが可能になりつつあり、薬剤師間での十分な情報連携も可能になっている。また、疾病や薬剤の中には、対面で診療や服薬指導を行う必然性に乏しいものもある。

そこで、オンライン診療・服薬指導の実施に際しての対面原則を撤廃するとともに、初回に服薬指導した薬剤師と情報連携ができていれば、いつでも他の薬剤師が服薬指導できるようにすべきである。

なお、初回対面原則の撤廃は、昨今の新型コロナウイルスのような感染症への対応に際して病院内や薬局内での感染拡大の防止にも有効である。

<根拠法令等>

オンライン診療の適切な実施に関する指針

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第9条の3

(2) 次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備

<要望内容・要望理由>

次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する先端的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。しかしながら、医療データの取得・活用の観点から以下2つの問題点が存在し、同法に基づくスキームが円滑に運用することが難しいと推察される。

- ① 丁寧なオプトアウトによるデータ提供にあたり、初回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながり、医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。
- ② 認定事業者の増加が見込まれるなか、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットが規定されていないため、複数の認定事業者からデータを提供された利用者における情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。

そこで、通常のオプトアウトを可能とするなど、患者に対する通知要件を緩和するとともに、匿名加工医療情報に関する標準的なデータ提供フォーマットを制定すべきである。

<根拠法令等>

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン

(3) デジタルヘルスケア製品を対象とした新たな認定制度の創設

<要望内容・要望理由>

アプリケーション等のデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品は、患者の診断・治療支援や重症化予防だけでなく、国民の健康維持・増進に寄与することが期待されている。ヘルスケア関連製品は、個々のプログラムの治療方針等への決定の寄与度合いや、不具合が生じた際のリスク度の度合いに応じて、医療機器（以下、プログラム医療機器）と非医療機器（以下、デジタルヘルスケア製品）の2種類に分類される。特定のアプリケーションが、疾病の治療、診断等に寄与する製品としてプログラム医療機器の承認を受けるためには、医薬品開発と同じ評価指標のもと、コントロールアプリに対する統計的な有意差を検出できるレベルの有効性を証明するために膨大かつ長期間の臨床試験を実施する必要がある。

一方、直接的な治療効果を持たない製品は、非医療機器として販売することとなり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）」及び「不当景品類及び不当表示防止法」の規制により、宣伝広告で効能・効果を謳うことは認められない。非医療機器の中には、健康の維持・増進や予防に寄与するエビデンスを有する製品も存在するが、多種多様なヘルスケアサービスが混在するため、利用者が各製品の品質や有効性を判断し、適切な製品を選択する事は容易ではない。

そこで、デジタルヘルスケアの社会における価値を最大化し、利用者が安心・信頼できる製品を選択できるようにする観点から、非医療機器に該当するデジ

タルヘルスケア製品に対して、薬機法に抵触せずに効果・効能を謳うことができるよう、健康の維持・増進や予防に関するエビデンスレベルに応じた新たな認定制度を創設すべきである。

<根拠法令等>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条
プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について（厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知；薬生監麻発 1228 第 2 号）
不当景品類及び不当表示防止法

（４）医療データの２次利用に向けた患者同意の電磁的取得の促進

<要望内容・要望理由>

人を対象とする医学系研究の実施にあたって医療機関から提供を受けた医療データを２次利用する際には、医療従事者から患者への説明と患者の同意取得（インフォームド・コンセント）が必要となる。その際、全ての関係者は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の遵守が求められる。同指針については、各規定の解釈や具体的な手続の留意点等を説明するガイダンスが用意されている。

このような中、患者の同意取得について、指針の中には電磁的な方法に関する記載がないものの、ガイダンスでは、「適切な同意を受けている事例」として電磁的な手段が明記されており、指針とガイダンスの差異により、医学系研究の実施主体は書面での同意取得と当該書面の物理的管理を実施しているケースが多い。スマートフォンアプリ等の電子ソフトウェアを用いた医療データの取得・活用が進むなか、書面に基づく措置の実施は関係者の負担となっており、医療データの２次利用が十分に広がらない一因となっている。

そこで、以下２点の措置を講じることにより、患者同意の電磁的取得を促進すべきである。

- ① ガイダンスの「適切な同意を受けている事例」を周知徹底すること。
- ② 「医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議タスク・フォー

ス」の『医学系指針』及び『ゲノム指針』の見直しに関する取りまとめ」に記載された、電磁的方法での同意取得の規定を早期に実現すること。

<根拠法令等>

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス

(5) ライフコース全体にわたり健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備

<要望内容・要望理由>

2019年5月に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、健康保険証の被保険者番号が個人単位化され、個人の健康・医療情報を連結する基盤が整備された。

情報連結の仕組みについては、「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」の報告書において、次世代医療基盤法に基づく認定事業者等が被保険者番号の「履歴照会・回答システム」を活用することで同一人物の番号を確認できる方法が示されている。

同検討会では保険医療分野のデータベースの連結解析が想定されたが、個人のライフコースデータを可能な限り連続的に解析するには、母子手帳情報や学校健診情報、企業の定期健診情報等の保険医療分野外のデータベースとの連結も重要となる。しかしながら、健康保険法に被保険者番号の告知要求制限が新設されたため、市区町村や学校設置者、企業の健康保険組合等が上記情報を管理する際にIDとして被保険者番号を活用することができない。このため、認定事業者が情報の提供を受けた場合に同一人物のデータを高精度で連結することが困難になると考えられる。

そこで、健康保険事業や関連事務の遂行以外にも、次世代医療基盤法に基づく認定事業者など法令で規定されたデータベースの運営主体への提供等、公益に資する場合には、自治体や健保組合等による被保険者番号の告知要求を可能とすべきである。

<根拠法令等>

健康保険法第 194 条の 2

(6) 個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備

<要望内容・要望理由>

健康寿命の延伸に向けては、個人が自らの健康・医療情報を把握・管理し、健康管理や病気のケアに主体的に関与することが極めて重要である。その手段として、健康・医療に関する情報を集約・活用する仕組みである P H R (Personal Health Record) への期待は大きい。が、手続に要する負担が小さくない。例えば、本人が医療機関から自身の医療情報の開示・提供を受ける際には、医療機関から書面による請求を求められる場合や、申請時と開示・提供時の二度の訪問を求められる場合がある。加えて、開示・提供の手段やフォーマットが医療機関毎に異なるため、P H R を通じた医療情報の利活用の阻害要因となっている。

そこで、医療機関に対する開示手続を簡素化するとともに、開示・提供フォーマットを標準化したうえで電磁的形式での提供を推進すべきである。

また、特定健診情報や薬剤情報等を閲覧する仕組みが整備されつつあるマイナポータルにおいて、医療現場の診療・検査等を通じて発生する検査データや所見データを確認できるようにすべきである。

<根拠法令等>

診療情報の提供等に関する指針

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

(7) 医療分野におけるアジャイル型のシステム開発手法に適応したガイドラインの整備

<要望内容・要望理由>

医薬品・医薬部外品の製造販売業者・製造業者が製造管理・品質管理に関する省令に基づく業務を行うためのシステムを開発する際には、コンピューター化システムに関する開発・検証・運用管理に関するガイドラインの遵守が求め

られる。

しかしながら、同ガイドラインは旧来のウォーターフォール型でのシステム開発を前提としており、昨今の技術トレンドであるアジャイル型の開発に適用できず、システム開発に要する費用と期間の増大を招いている。同ガイドラインには、「このガイドラインに示した管理方法は標準的な例を示したものであり、これに代わる方法で、それが同等又はそれ以上の目的を達成できるものである場合には、その方法を用いても差し支えない」との記載もみられるが、代替方法がガイドラインの主旨に合うかどうかを各企業で判断することは難しく、ウォーターフォール型の開発を余儀なくされている。

そこで、産学官が共同でアジャイル型のシステム開発に適応したガイドラインを作成するとともに、技術の進展に応じて適時・適切に更新する体制を整備すべきである。

<根拠法令等>

医薬品・医学部外品製造販売業者におけるコンピューター化システム適正管理ガイドライン

(8) プログラムの医療機器の該当性判断の迅速化および適正化

<要望内容・要望理由>

アプリケーション等のプログラムにおける医療機器への該当性については、厚生労働省による通知やQ&Aの発出により、該当・非該当の代表的事例の掲載を含めて一定の明確化が図られている。しかしながら、通知やQ&Aの記載内容は極めて限定的であるため、開発者は個別案件毎に厚生労働省や都道府県の担当課に相談・照会を行わざるを得ず、案件によっては正式な回答を得るまでに相当の期間を要し、開発の遅延を招くケースもみられる。

超高齢社会を迎えた我が国において、国民一人ひとりの健康の維持・増進、疾病の予防につながるヘルスケアアプリケーションの開発促進は重要な課題である。現在、医学的に妥当性のあるアプリケーションプログラム等が広く健康の維持・増進、疾病予防に活用されている状況を踏まえて、現状と規制の整合

を図り、また医療機器への該当・非該当に関する予見可能性を高める観点で、以下の3点に取り組むべきである。

- ① 通知やQ&Aにおける医療機器に該当しないプログラムの例示を追加すること。追加例：医学的なガイドライン等でエビデンスが認められている疾患のスクリーニング方法等、検査結果データ（携帯端末等による簡易に測定されたデータを含む）やチェックリストによるスコアを当てはめることで、当該疾患に罹患している可能性を提示するプログラム
- ② 医療機器の該非における事例を可能な範囲で公表すること。
- ③ 厚生労働省や各都道府県の担当課において開発者の相談・照会業務を迅速化すること。

<根拠法令等>

プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について
医療機器プログラムの取扱いに関するQ&Aについて

Ⅲ. デジタル革新に向けた基盤の確保

1. デジタル・ガバメントの推進

(1) 行政手続における「デジタル3原則」の実現

①-1 行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化

<要望内容・要望理由>

行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。

そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。

<根拠法令等>

地方税法第26条

国税徴収法第141条

国税通則法第74条の2、第74条の3

①ー 2 行政機関における電子契約システムの活用促進

<要望内容・要望理由>

公共調達に際して、行政機関（発注者）と民間事業者（受注者）の間では契約から納入検査、請求に至るまでさまざまな手続が発生する。一連の手続をデジタル化し、官民双方の業務効率化を図る観点から、政府において「電子契約システム」の導入が進められている。しかしながら、参加省庁が4府省（内閣府、国土交通省、農林水産省、防衛省）にとどまるほか、対象となる契約も公共工事・コンサルタント業務等に限定されている。このため、書面の契約書や請求書等を郵送で取り回す作業が依然として残っており、官民双方の生産性向上が十分に進んでいるとは言い難い。

そこで、電子契約システムの対象契約や参加省庁の拡大を図るべきである。

<根拠法令等>

なし

①ー 3 高圧ガス保安法におけるデジタル3原則の実現

<要望内容・要望理由>

高圧ガス保安法に基づく各種申請・届出にあたっては、法令上オンライン実施不可の手続が存在するほか、各地方公共団体において電子申請への対応が進んでいないため、事業者は行政機関の窓口で大量の書面を持参・郵送する必要が生じている。具体的には、以下の手続における負担が特に大きい。

1. 「保安統括者」「保安統括者代理者」「保安係員」「冷凍保安責任者」等の選任・解任の届出
2. 保安検査・完成検査（収入証紙を貼付して手数料を支払う場合があるほか、検査証は書面で交付される）
3. 設備に関する各種届出（「製造のための施設の位置及び付近の状況を示す図面」として「事業所全体平面図」を届出の都度提出している）

4. 高圧ガス製造許可申請・特定高圧ガス消費届、高圧ガス製造施設等変更許可申請・特定高圧ガス消費施設等変更届（申請と届出を同時一体的に行う場合も手続毎に定められた同一の添付書類を提出している）

デジタル手続法の施行にともない、ICTを活用した行政手続の合理化・簡素化は急務である。

そこで、高圧ガス保安法における手続において、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「ワンストップ」を実現すべきである。

その際には、自治体毎に電子申請・届出システムを構築することは非効率なため、国の主導により全国統一のシステムを構築し、各自治体の利用を必須とすることが望ましい。

<根拠法令等>

高圧ガス保安法第3条、第5条、第14条、第15条、第16条、第20条、第24条の2、第24条の4、第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、第28条、第29条、第33条、第35条等

①-4 国立大学法人の入札参加における申請書類の様式統一および電子化

<要望内容・要望理由>

国立大学法人の入札案件（建設工事等）に参加するにあたり、同一の内容にもかかわらず大学毎に申請書および添付書類の様式が異なっている。このため、広域で活動する事業者は大学毎の様式に個別対応しなければならず、煩雑な事務負担が生じ生産性を低下させている。

そこで、入札参加申請手続における必要書類の様式を統一するとともに、電子的な提出を可能とすべきである。

<根拠法令等>

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条

①－５ 産業廃棄物管理交付等状況報告書の様式統一および電子化

<要望内容・要望理由>

産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託し、「産業廃棄物管理票」を交付した排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を記載した「産業廃棄物管理交付等状況報告書」を都道府県知事・政令市長に提出しなければならない。

同報告書は環境省令により様式が統一されているにもかかわらず、独自の様式を定めて事業者に報告を求める都道府県や政令市が存在する。このため、個別様式に対応するために報告書作成のシステム化ができず、事業者において煩雑な事務負担が生じている。

そこで、各自治体において、産業廃棄物管理交付等状況報告書の統一様式の活用を徹底するとともに、電子データでの提出を可能とすべきである。

<根拠法令等>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3

①－６ 施工体制台帳の提出・備え置き電子化

<要望内容・要望理由>

公共工事の発注者から直接工事を請け負う「特定建設業者」においては、建設工事の適切な施工を確保する観点から、下請・孫請など工事の施工を請け負う全業者名、各業者の施工範囲、技術者氏名等を記載した「施工体制台帳」を作成し、発注者に提出するとともに、当該施工体制台帳を工事現場毎に備え置かなければならない。

書面による提出・備え置きに対応するためには、下請業者等から適切なデータの提出を受けて各データを紙に出力し、出力された書面を並び替えてインデックスを付す等のファイリング作業が必要となる。加えて、施工体制台帳の備置場所の確保や作業終了後の当該台帳の移管作業等も発生する。

工事の大規模化により下請業者等が増加する場合には当該作業に要する事業者負担は極めて大きく、また、工事現場において、書面と同等に必要な応じて確認する状況も確保できることから、施工体制台帳の提出・備え付きの電子化

を認めるべきである。

<根拠法令等>

建設業法第 24 条の 7

建設業法施行規則第 14 条の 2

電子契約を行った場合の施工台帳制度の取扱いに関するガイドライン

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条

①-7 収納代行手続における電子化の推進

<要望内容・要望理由>

大手小売店舗においては、電力・ガス・水道等の公共料金や通販代金・税金等の支払いを代行する「収納代行サービス」を取り扱っている。

収納代行の実施にあたっては、納付における書面規制があるため、バーコードが印刷された払込取扱票（書面）を用いる方法が大半であり、店舗には払込取扱票の控えに押印して利用者に渡す作業が発生している。支払う金額が 5 万円（税抜）以上の場合、店舗は収入印紙を貼付する必要も生じる。

労働力不足が深刻化するなか、このような書面・対面手続による事業者負担は大きく、収納代行サービスを維持・継続するためにも、デジタル技術を用いて事務作業の省力化を図ることが求められる。

そこで、国として収納代行手続の電子化を推進する観点から、まずは国税・地方税の納付における書面規制を撤廃すべきである。

<根拠法令等>

印紙税法第 3 条

国税通則法第 34 条

地方自治法第 158 条の 2

①-8 柔道整復レセプトの電子化

<要望内容・要望理由>

医科・歯科・調剤のレセプトは大部分が電子化されているが、柔道整復レセ

プトは依然として紙媒体のままである。このため、健康保険組合においては、レセプトを目視で確認する作業に加えて、資料の郵送や保管・管理、廃棄等の取り扱いに際して多大なコストが発生している。紙媒体のため紛失による個人情報漏洩リスクや火災等による滅失リスクも少なくない。

また、「社会保険診療報酬支払基金」においては、審査の透明化や迅速化を図る観点から、電子的に提出されたレセプトに対してコンピューターによる自動チェックを実施しているが、紙媒体の柔道整復レセプトに対しては実施することができない。不正請求の防止や審査の効率化・合理化の観点からも、レセプトの電子化は重要な課題である。

そこで、柔道整復レセプトの電子化を早急に進めるべきである。

<根拠法令等>

なし

①-9 土地の形質変更手続の電子化

<要望内容・要望理由>

2019年4月に改正土壤汚染対策法が施行され、「有害物質使用特定施設」が設置された工場・事業場の土地（面積900平方メートル以上）の形質変更を行う場合、形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に対して一定の事項を届け出ることとされた。

法改正により届出対象の土地が拡大されたことから、届出頻度が増大したことに加え、各都道府県において届出の電子化が認められていないため、事業者には行政機関への訪問や届出書類の郵送に要する多大なコストが発生している。政府においても、規制改革推進会議が「事業者目線での行政手続コスト削減」の推進を打ち出しており、その一環として、土地の形質変更に関する届出の電子化に取り組むべきである。

<根拠法令等>

土壤汚染対策法第4条

①-10 特定原産地証明書の電子化の推進

<要望内容・要望理由>

経済連携協定（EPA／FTA）を利用した商品の輸出にあたり、海外の取引先から輸出者に対し、当該商品が日本産であることを証明する「特定原産地証明書」が求められる。同証明書の発給事務は、各協定が定める「指定発給機関」である日本商工会議所や各地の商工会議所が担っている。

特定原産地証明書の発給申請に関する手続は電子化されているが、同証明書は書面で発給される。このため、輸出者は当該書面を取引先に送付し、取引先が輸出先の税関に証明書を提出する煩雑な処理が行われている。

サプライチェーンの構成要素である貿易手続において書面を郵送でやり取りすることは、企業活動のデジタル化の足枷になるとともに、輸出入手続の遅延を招いている。

既に経済産業省「原産地証明書電子申請化支援事業」により、本年4月より一部の商工会議所で証明書の電子的な発給が行われる予定である。これにより、国内における発給手続の電子化は一定の効率化につながるが、デジタル技術を用いて手続負担を大幅に改善する観点から、指定発給機関と輸出先の税関当局との間で原産地証明に関する情報を電子的に共有する仕組みを構築すべきである。

<根拠法令等>

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条

①-11 産前産後休業・育児休業取得時における申請手続の利便性向上

<要望内容・要望理由>

従業員が産前産後休業または育児休業を取得した際、社会保険料の免除を申請するには、「産前産後休業取得者申出書」と「育児休業等取得者申出書」を事業主が日本年金機構に提出しなければならない。両手続は「電子政府の総合窓口」（e-Gov）の一括申請や外部連携APIの対象に含まれていないため、効率的な電子申請を行うことができず、多数の従業員を雇用する事業者には大きな

事務負荷がかかっている。

そこで、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書の提出にあたり、外部連携APIを利用して一括で申請可能とすべきである。

<根拠法令等>

厚生年金保険法第81条の2、第81条の2の2

厚生年金保険法施行規則第25条の2、第25条の2の2

健康保険法第159条、第159条の3

健康保険法施行規則第135条、第135条の2

①-12 都市計画決定プロセスの迅速化

<要望内容・要望理由>

都市計画法に基づき、都道府県・自治体は都市計画の決定にあたり、①都道府県・基礎自治体による計画案の作成、②計画案の公告・縦覧、③都市計画審議会における議論、④都市計画の決定 - というプロセスを経る必要がある。このうち、②計画案の公告・縦覧は書面、③都市計画審議会の議論は対面が前提となっているため、各都道府県・基礎自治体においてICTを活用した計画プロセスの効率化が進んでおらず、再開発事業が完了するまでの期間が長期化している。

そこで、国土交通省において、ICTを活用した都市計画案の公告・縦覧や都市計画審議会の実施が可能であることを明確化し、各自治体における活用を推進すべきである。

<根拠法令等>

都市計画法第15条～28条

都市計画法施行規則第12条

①-13 同一資本の企業グループ内での社会保険業務の業務制限の見直し

<要望内容・要望理由>

近年、本業への経営資源の効果的な投入を目的に、グループ内の各企業にお

ける人事・総務等の間接部門を一つの企業に集約し、グループ横断でバックオフィス業務を担う「シェアードサービス化」が進展している。

シェアードサービス会社の主な業務の一つに給与計算処理があり、グループ全体の業務を一括して行うケースが増えている。しかしながら、給与計算処理とはほぼ一体不可分である社会保険業務に関しては、シェアードサービス会社が担うことができない。社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士もしくは社会保険労務士法人でなければ、別法人の社会保険業務を業として行うことができないためである。

このため、例えば、ある一つの会社（A社）を持ち株会社化し、その傘下に事業会社としてB社とC社を設立すると、従来、A社の社会保険業務を担当してきた者は、B社とC社の社員に関する社会保険業務を実施できなくなり、事業効率の低下を招いている。

そこで、同一資本の企業グループ内のシェアードサービス会社が行う社会保険業務については、同一企業内で行う業務とみなし、社会保険労務士法第27条の「業務の制限」の適用対象から外すべきである。

<根拠法令等>

社会保険労務士法第27条

①-14 雇用保険に関する本社一括手続の実現

<要望内容・要望理由>

雇用保険に関する各種手続（被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者転勤届等）は、事業場毎に所轄の公共職業安定所に提出して実施しなければならない。このため、広域で活動する事業者においては、各事業場に担当者を配置する必要性が生じ、行政手続に関する事業者の業務の効率化・集約化を阻害している。

そこで、デジタル・ガバメントの実現に向けて、公共職業安定所間の情報連携を推進することで、本社を所轄する公共職業安定所で雇用保険手続を一括で受付・処理できるようにすべきである。

<根拠法令等>

雇用保険法第7条

①-15 法人単位での就業規則・36協定の届出の認可

<要望内容・要望理由>

就業規則や36協定を労働基準監督署に提出するにあたり、事業場単位での届出が求められている。このため、事業場の数に応じて就業規則・36協定の作成・届出を行わなければならない、広域で活動する事業者の負担は大きい。「本社一括届出方式」も認められているが、事業場の数だけ届出書類を作成し、届出事業場一覧を添付して提出できるに過ぎない。全事業場で同一の就業規則・36協定を作成している事業者も存在するなか、事業場単位での届出を求める意義は乏しい。

そこで、本社が一定の手続を経て作成した就業規則・36協定について、本社を管轄する労働基準監督署に一括して届け出ること、同一内容の36協定を締結している全事業所に協定内容が適用されることを認めるべきである。

<根拠法令等>

労働基準法第36条、第89条、第90条

①-16 労災保険給付関係請求書のファイル形式の多様化

<要望内容・要望理由>

労災保険給付関係請求書について、厚生労働省のホームページにダウンロード用（OCR）様式が掲載されているが、PDF版しか掲載されていないものもある。PDF版では直接の入力ができず手書きで対応するしかないため、事業者の事務負担が発生している。

そこで、労災保険給付関係請求書を入力可能なファイル形式でも提供すべきである。

<根拠法令等>

労働者災害補償保険法

①-17 公共調達における企業間連携の促進

<要望内容・要望理由>

各府省が発注するICT関連の案件については、原則として再委託は禁止されている実態がある。これは、2006年に定められた財務大臣通知を抑制的に運用した結果と考えられる。

デジタル技術を活用した新たなサービスやソリューションの提供にあたっては、受託企業が自社で一貫して開発する従来の方式にとどまらず、大手企業、中小企業、スタートアップ企業等の様々な規模や特色を持つ企業の協業が重要な課題となっている。

そこで、システム開発の公共調達において、受託企業等からの再委託を原則認める運用に改善する措置を講じるべきである。

<根拠法令等>

公共調達の適正化について（財務大臣通知）財計第2017号 平成18年8月25日

②-1 健康診断個人票における押印の廃止

<要望内容・要望理由>

事業者は労働者に対して、雇用時や一定期間毎の定期に、医師による健康診断を行うとともに、各労働者の健康診断の結果に基づく「健康診断個人票」を作成し、原則として5年間保存しなければならない。

事業者の中には、健康診断個人票のデータを電子的に入力・管理している場合もあるが、当該個人票に産業医・診察医の押印欄が存在するため、書面に出力・押印したうえで保存する手間が生じている。とりわけ、多くの従業員を雇用する事業者にとって、書面の作成・保存に要する負担は大きい。産業医・診察医が電子証明書を用いた電子署名等を行うことで文書の電子保存を行うことも制度上可能だが、実際の運用にあたっては認証局への登録手数料の発生や手続工数の増大等の面で課題がある。

健康診断個人票は事業者が作成・保存するが、労働基準監督署長への提出は

要さないため、医師の押印や電子署名を行う必然性は乏しく、当該医師の記名で足りると考えられる。

そこで、健康診断個人票の産業医・診察医の押印を不要とすべきである。

<根拠法令等>

労働安全衛生法第 66 条

労働安全衛生規則第 51 条

特定化学物質障害予防規則第 39 条、第 40 条

②-2 特殊健康診断の行政報告における産業医電子署名の省略

<要望内容・要望理由>

特定の有害な業務に常時従事する労働者に対し、事業主は一定の時期に医師による特別の健康診断を実施し、診断結果を所轄の労働基準監督署に報告しなければならない。報告にあたり、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を利用可能だが、事業主と産業医の双方の電子署名が必要になる。産業医の電子署名の付与に必要な電子証明書の取得・管理に要する工数や費用が大きく、事業者は報告手続を電子化することが困難な状況となっている。

産業医を選定するのは事業主であるため、事業主の電子署名が付与されていれば、報告内容の真正性は担保できると考えられることから、特殊健康診断の行政報告においては産業医の電子署名を省略し、記名で足りることとすべきである。

<根拠法令等>

労働安全衛生法第 66 条

労働安全衛生規則第 52 条

有機溶剤中毒予防規則第 30 条の 3

特定化学物質障害予防規則第 39 条

②-3 特許庁に対する手続の完全電子化

<要望内容・要望理由>

特許法に基づく手続は、原則として書面で実施し、特許印紙や収入印紙を貼付して手数料を納付しなければならない。「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」により、一部手続は電子化が認められているが、特許権の存続期間の延長登録や、登録名義人の表示変更登録に関する手続等は対象となっていない。電子申請・届出が認められない場合には、書面を作成のうえ、特許印紙や収入印紙を貼付して手続を行わなければならない。申請者の事務負担は極めて大きい。

そこで、特許庁に対する全手続の電子化を可能にするとともに、特許印紙や収入印紙による手数料納付を廃止すべきである。

<根拠法令等>

特許法第 67 条の 2

特許法施行規則第 38 条

特許登録令施行規則第 4 条

特許登録令施行規則第 10 条 4 項

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 3 条、第 14 条

③-1 引っ越し手続のオンライン・ワンストップ化の実現

<要望内容・要望理由>

引っ越し等による住所の変更にともない、国民は自治体や事業者（電気・ガス・水道等）に対して個別に氏名や新住所等の情報を提出しなければならない。同一の情報を自治体や事業者に対して繰り返し提出することの負担は大きく、手続漏れも発生している。

こうした状況を踏まえ、内閣官房では「引越しワンストップサービス」を推進しており、2019 年 12 月には民間事業者の参画による実証実験が行われていることから、実験結果を早期にとりまとめ、引っ越し手続のオンライン・ワンストップ化を推進すべきである。なお、政府の資料では転出入の手続にあたり

国民が地方自治体の窓口を訪問することが前提とされているため、将来的には、民間事業者が構築する「引っ越しポータルサイト」を用いて行政機関の窓口を訪問することなく転出・転入手続を実施できるようにすべきである。

<根拠法令等>

住民基本台帳法第 22 条、第 23 条、第 24 条

③-2 特殊な車両の通行における許可手続のオンライン・ワンストップ化

<要望内容・要望理由>

車両の構造（幅、長さ、高さ、重量等）が一定の制限を超える場合、通行する道路の管理者に対して「特殊車両通行許可申請」を行わなければならない。当該車両における積載物や積載方法が一定の制限を超える場合には、出発地を所管する警察署に「制限外積載許可申請」を実施することも求められる。

特殊車両通行許可をオンラインで申請するには、通行経路内に国道事務所が管理する国道が含まれる必要があり、県道や市道のみを通行する場合は行政機関の窓口を訪問しなければならない。

また、制限外積載許可申請はオンライン申請自体が可能となっておらず、各地の警察署に申請できるよう担当者を全国に配置する必要も生じている。

こうした事務手続の煩雑さに加えて、通行する道路の管理者が複数の行政機関に及ぶ場合には、申請受付から許可取得までに数か月を要するなど、事業活動の予見可能性も立ちにくい。

以上を踏まえ、私道を除く全ての道路を対象に、特殊車両通行許可申請と制限外積載許可申請の手続のオンライン・ワンストップ化を可能とするとともに、審査期間を短縮する方法を検討すべきである。

<根拠法令等>

道路法第 47 条の 2

道路交通法第 57 条

③-3 法人設立手続における完全なオンライン・ワンストップ化の実現

<要望内容・要望理由>

法人（株式会社）の設立をめぐる一連の手続のうち、登記前手続の中に「登記所に対する印鑑の提出」「公証人の面前での定款認証」が存在している。このため、書面・対面での手続に対応する手間が発生し、事業活動の迅速な開始を妨げている。

2019年12月に「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、印鑑の届出義務は廃止されたが、当該改正箇所は未施行である。

公証人の面前での定款認証については、一定の条件のもとでテレビ電話を活用した認証方法が導入されたが、そもそも代理人による手続等が認められており、その必要性・実効性が疑問視されている。

そこで、法人設立手続の完全なオンライン・ワンストップ化を実現する観点から、印鑑届出義務の廃止を早期に実現するとともに、公証人による定款認証を撤廃すべきである。

<根拠法令等>

商業登記法第20条

会社法第30条

③-4 無人航空機に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現

<要望内容・要望理由>

無人航空機（ドローン）の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。このため、無人航空機を飛行させようとする者は関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担を生じさせているばかりか、無人航空機の円滑・迅速な利活用を妨げている。法令・条例毎に求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、事業者の負担軽減は重要な課題である。

そこで、無人航空機の飛行に際して必要な手続を行政機関等を跨いで一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスを実現すべきである。

<根拠法令等>

航空法第 132 条、第 132 条の 2

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
第 9 条

河川法第 29 条

道路交通法第 77 条

自然公園法第 20 条、第 21 条、第 22 条

港湾法第 12 条 等

(2) 民間取引のデジタル化

① 保険募集時における情報提供の電子化

<要望内容・要望理由>

保険会社や保険募集人等は保険募集に際し、契約内容や参考情報を保険契約者等に提供している。その際、当該保険契約者等の承諾を得たうえで、書面交付ではなく電磁的方法による交付が認められている。しかしながら、一部の事項については書面交付が求められており、保険契約者等の利便性を低下させている。

内閣府「規制改革ホットライン」の金融庁回答（2018 年 11 月 27 日）において、保険募集時等における情報提供を電磁的方法で行えるようにすることについて、パブリックコメント手続を経たうえで府令改正の実施を予定する旨が示された。同回答にしたがい、デジタル技術を活用した情報提供のルールを早期に整備すべきである。

<根拠法令等>

保険業法施行規則第 11 条、第 227 条の 2、第 234 条の 21 の 2

②-1 定期建物賃貸借契約の締結方法の見直し

＜要望内容・要望理由＞

「定期建物賃貸借契約」を賃貸人と借借人が締結するためには、公正証書等の書面を用いなければならない。あわせて、賃貸人は借借人に対して、当該賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により終了することについて、その旨を記載した書面（38 条書面）を交付して説明しなければならない。判例によれば、この書面は契約書とは別個独立の書面であることを要する。

一連の手續において、賃貸人には、書面・対面による説明が求められるため、電子契約を実現できず、契約期間の満了による再契約の締結に際しても、賃貸人が借借人に同一の説明を行う事例がみられる。

こうした状況は、賃貸人・借借人の利便性・生産性を低下させており、政府の「未来投資戦略 2018」においても、「不動産取引関連サービスのデジタル化」が掲げられていることから、本規制を見直し、定期建物賃貸借契約の締結における契約書・38 条書面の電子化を認めるべきである。

＜根拠法令等＞

借地借家法第 38 条

②-2 媒介契約書の交付方法の見直し

＜要望内容・要望理由＞

宅地建物取引業者は、宅地や建物の売買・交換の媒介契約を締結したとき、遅滞なく媒介契約書を作成し、記名押印して依頼者に交付しなければならない。このため、依頼者の自宅での商談を経て媒介契約の条件が妥結した場合、事業者は一度事務所に戻り、媒介契約書の作成・記名押印を経た上で再度依頼者に交付する必要があるが生じている。契約書の作成・交付に時間を要することは、依頼者・事業者の双方の事務負担につながるだけでなく、売却活動の開始を遅延させて機会損失を招いている。

政府においても、「未来投資戦略 2018」で「不動産取引関連サービスのデジタル化」を掲げており、事務手續の簡素化は社会的な課題でもあることから、

本規制を見直し、媒介契約書の電子交付を認めるべきである。

<根拠法令等>

宅地建物取引業法第 34 条の 2

③ 健康保険組合における法定帳簿の電子的管理の容認

<要望内容・要望理由>

厚生省（当時）通知により、健康保険組合においては、法定帳簿である「歳入簿」「歳出簿」「現金出納帳」の作成にあたり、年度末に書面に出力するほか、月末には年度当初から当該月分までの帳票の記載内容を出力・管理しなければならない。また、帳簿や帳票の出力に際しては、通し番号を附して編綴することが求められている。このため、電子的に経理帳簿を作成している健康保険組合も、上記通知に対応するために書類の作成や管理・保管、廃棄等を行う必要が生じており、電子化のメリットを十分に享受することができていない。

そこで、電子帳簿保存法を参考に、法定帳簿を書面に出力することなく、電子的に管理することを認めるべきである。

<根拠法令等>

健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の
取扱いについて

④ 民間取引における本人確認手段のデジタル化の推進

<要望内容・要望理由>

マネー・ロンダリングやテロ資金供与への対策として、金融サービスを中心に民間取引における正確な本人確認の重要性が高まっている。

法令に基づく本人確認手段として、本人確認書類の掲示や写しの送付が認められており、事業者は適切に対応している。一方、現状では当該書類の偽造や盗難による不正利用、個人情報の漏洩等のリスクが存在するとともに、事業者には書類の保管コストが発生している。マイナンバーカードの電子証明書や、同カードを含む各種公的書類の I C チップに格納された券面記載事項の電子デ

一タの活用により、対面・非対面の双方で高精度の本人確認が可能となるため、既に関係法令の改正によりこれらの手段を活用した本人確認が認められてきている。

そこで、民間取引における本人確認に際して、デジタル技術を用いた手段を原則とするよう、将来に向けて環境整備を図るべきである。

<根拠法令等>

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条、第16条

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第3条、第10条

(3) マイナンバー制度の徹底活用

①-1 雇用保険手続における添付書類の省略

<要望内容・要望理由>

高齢雇用継続基本給付金や育児休業給付金の支給申請にあたり、被保険者（社員）は事業主（勤務先）を経由して行政機関に手続を行うこととされている。支給手続に必要な添付書類の中には、受給資格（年齢）や育児休業の事実を確認するための公的書類の写しが求められるが、このような添付書類は既に行政機関が保有している情報である。

そこで、事業者が既に提出した社員のマイナンバーを活用して行政機関間の情報連携を図り、添付書類の提出を不要とすべきである。

<根拠法令等>

雇用保険法施行規則第101条の5、第101条の13

①-2 健康保険組合から後期高齢者医療広域連合に対する情報提供の廃止

<要望内容・要望理由>

健康保険組合の加入者が三親等内の親族を扶養している場合、被扶養者の年齢が75歳に達するなど後期高齢者医療制度の対象になると、健保組合は「後期高齢者医療広域連合」に対し、「社会保険診療報酬支払基金」を経由して当該被

扶養者の氏名、性別、生年月日、住所、被扶養者でなくなった日に関する情報を提供しなければならない。住所情報については法令に記載がないが、支払基金の依頼を受けて健保組合が他の情報とあわせて提供している。

今後は、後期高齢者医療広域連合がマイナンバー制度のインフラを活用し、医療保険者向けの中間サーバーや「住民基本台帳ネットワーク」を用いて、直接該当者の過去の健康保険組合の加入歴を確認する運用とすることで、健保組合から支払基金への情報提供を廃止すべきである。

<根拠法令等>

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 116 条

住民基本台帳法第 30 条の 9、別表第一

①-3 廃棄物処理法の手続における添付書類の提出省略

<要望内容・要望理由>

産業廃棄物処理業の許可申請等や産業廃棄物処理施設の設置申請等にあたり、事業者は役員の住民票の写しや成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を添付しなければならない。さまざまな添付書類の取得・提出に要する事業者負担は極めて大きい。これらは既に行政機関が保有している情報である。

そこで、ICTやマイナンバー制度の活用による行政機関間の情報連携を通じて添付書類の提出を省略し、事業者の負担を早期に軽減すべきである。

<根拠法令等>

廃棄物処理法第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条、第 15 条の 2 の 6

廃棄物処理法施行規則第 9 条の 2、第 10 条の 4、第 10 条の 10、第 11 条、第 12 条の 10

② 特定個人情報の見直し

<要望内容・要望理由>

マイナンバー（個人番号）を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一

般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ、法人格を超えた第三者提供が認められないため、グループ企業間で顧客のマイナンバーを共有できないばかりか、従業員に関しても、転籍による雇用先の変更や育児休業にともなう扶養状況の変更に際して再度マイナンバーの提供を受けなければならず、国民・事業者の負担は極めて大きい。

過度に厳格な取り扱いを規定する特定個人情報の存在は、国民・事業者の間でマイナンバーの取り扱いに関する不安や誤解を招いており、デジタル社会の基盤である番号制度の潜在能力の発揮を阻害している。

そこで、Society 5.0 実現の障壁となる特定個人情報を撤廃すべきである。

要望実現が困難な場合には、本人同意を前提に、グループ企業間における特定個人情報の共有を認めるべきである。

<根拠法令等>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第2条、第19条

③-1 インターネット投票の実現

<要望内容・要望理由>

2002年にいわゆる「電磁的記録式投票法」が施行され、地方公共団体が条例を制定した場合には、当該地方公共団体の議会議員と首長の選挙における電子投票が可能となっている。

しかしながら、同法で認めている内容は、あくまでも投票所の電子投票機を操作する方式を前提とするため、国民が投票所を訪問する負担は軽減されていない。また、国政選挙においては電子投票の実施が認められていない。

ICTの普及やマイナンバー制度の導入により、自宅のパソコンやスマートフォンを用いてオンラインで投票を行う環境は整備されつつあることから、国民の政治への参画をより一層促進する観点から、選挙におけるインターネット投票の実現に取り組むべきである。

<根拠法令等>

公職選挙法第6章、第7章

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条

③-2 公的個人認証サービスにおける住民票の最新情報の提供

<要望内容・要望理由>

事業者が顧客に対して契約書や通知書等を発送するにあたり、当該顧客が住所変更を申し出ない限り、住所の変更を把握できない。このため、新住所を照会した上で再配達の手続を行う必要が生じる。とりわけ、生命保険業界においては、顧客との契約締結後から保険金の支払いに至るまで長期にわたり契約管理を行うため、顧客の最新の住所情報や生死情報の把握に要する負担が極めて大きい。

公的個人認証サービスの「署名用電子証明書」には住民票に記載の基本4情報が含まれるため、証明書の有効性を確認することで最新の住民票情報との差異を把握できる。公的個人認証法の改正にともない、2016年より民間事業者においても、地方公共団体情報システム機構に対する照会を通じて電子証明書の有効性を確認することが可能となっている。しかしながら、住所変更等により電子証明書が失効した場合においても、署名検証により入手できるのは失効の事実にとどまり、変更後の住所内容等は把握できない。このため、事業者は別途顧客に新情報を照会する必要が生じ、業務負荷の軽減効果は小さい。

そこで、電子証明書が失効した場合においても、住民票の変更後の内容を提供できるようにすべきである。

<根拠法令等>

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条

④ 簡素で確実な公示送達の実現

<要望内容・要望理由>

相手方の住所・居所が不明な場合等において、税務署長や行政機関の長は納税通知書や督促状等の書類の送達に代えて、行政機関の掲示場に一定の内容を掲示することで送達済みとみなす「公示送達制度」が存在する。

同制度の利用に際しては、書類の返戻調査の実施が前提であり、国・自治体の負担は大きい。返戻調査にあたっては近隣者の聞き取りも行われており、個人情報漏洩につながるおそれもある。加えて、相手方が行政機関の掲示場を訪れる可能性も高くはないため、制度の効果にも疑問が残る。

マイナンバー制度の導入にともない、国民と行政とのオンライン上の窓口である「マイナポータル」が稼働している。同ポータルは、行政機関が国民一人ひとりにきめ細やかな情報を提供する「お知らせ」機能を搭載している。

そこで、マイナポータルのお知らせ機能の利用を通じた簡素で確実な公示送達を実現すべきである。

<根拠法令等>

国税通則法第 14 条

地方税法第 20 条の 2

2. データの取得・活用に向けた環境整備

(1) 5Gの早期普及に向けた環境整備

① 携帯電話システムにおける無線設備の技術基準の統一

<要望内容・要望理由>

無線設備規則により、携帯電話システムの無線設備（無線基地局と陸上移動局）の技術基準は4G（LTE）と5G（NR）で別々に定められている。4Gと5Gの無線技術は共通性が高く、「動的周波数共有技術（Dynamic Spectrum Sharing）」を活用してソフトウェアの変更を通じて双方の技術に対応する無線基地局の実装も可能となっている。しかしながら、現行法では4Gと5Gのそれぞれで技術基準適合証明を取得する必要が生じ、既存のインフラである4G

の帯域と無線基地局を有効活用した5Gの迅速な普及が妨げられている。

そこで、4Gと5Gに関する無線基地局と陸上移動局の技術基準を統一すべきである。

<根拠法令等>

無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の29、第49条の6の12

② ローカル5G制度における電波利用料の負担軽減

<要望内容・要望理由>

2019年12月より免許申請が開始された「ローカル5G」制度は、携帯電話事業者と異なる一般企業や自治体が自己の建物や敷地内に局所的な5Gネットワークを構築する仕組みであり、工場の生産性向上をはじめ地域の課題解決に寄与することが期待されている。

しかしながら、通信モジュールを搭載した端末（陸上移動局）1局あたり年間370円の電波利用料を総務省に支払う必要が生じるため、ローカル5Gの通信モジュールを搭載した端末数に比例して負担額も増加する。このため、大規模IoTとして多数同時接続を行う場合に電波利用料が負担となり、中小規模の事業体における導入が進まない可能性がある。

そこで、料金の低廉化や端末数によらない定額制の導入、時限措置としての負担免除など、電波利用料の負担を軽減する措置を講じるべきである。

<根拠法令等>

電波法第103条の2

ローカル5G導入に関するガイドライン

（2）携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査の省略

<要望内容・要望理由>

携帯電話ネットワークの無線基地局は無線局の免許を受けており、免許の内容および法令に定める事項への適合有無を確認するため、5年毎の定期検査の

実施が義務付けられている。定期検査では無線周波数や空中線（アンテナ）電力等の測定が行われ、無線基地局を運用しながらの測定には、アンテナポート毎に測定機器を接続するためのモニター・ポートを具備する必要がある。

しかしながら、とりわけ5Gの無線基地局では、より高い周波数帯を利用するためにアンテナポート数の増加やアンテナと基地局の一体化、アンテナの小型化が進んでおり、モニター・ポートの具備が困難となりつつある。モニター・ポートなしに定期検査を実施するためには、ネットワークのサービスを中断せざるを得なくなり、サービス利用者に大きな影響を与えかねない。

既に携帯電話事業者の無線基地局はネットワーク運用センターで常時監視されており、定期点検項目に影響があるような障害については即座に検知して適切な対応を取ることが可能である。

そこで、携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査を省略すべきである。

<根拠法令等>

電波法第73条

（3）PLCの普及に向けた制度整備

<要望内容・要望理由>

既存の電力線を通信回線として利用する技術「PLC（Power Line Communication：電力線搬送通信）」は、電波漏洩等のおそれから屋外利用の範囲が極めて限定されており、同一敷地内においても建物外の設備と建物内との通信手段として利用することは認められていない。このため、同一敷地内の通信には無線通信や商用通信を利用せざるを得ないが、経済合理性や通信品質の観点から最適な手段と言い難い。

また、高速PLC（周波数：2MHzから30MHz）については、電力線の許可申請の型式指定対象に三相交流が認められる方向で検討が進んでいるが、低速PLC（周波数：10kHzから450MHz）は検討の範疇に含まれていない。三相交流の電力線設備は個別の許可取得が必要なため、煩雑な申請手続による事務負担

が極めて大きい。

デジタル革新の基盤である I o T (Internet of Things) 推進に向けて、電力線という既存のインフラを有効に用する P L C の普及促進が求められる。

そこで、以下 2 点を要望する。

- ① 他の無線利用者への影響に十分配慮することを前提に、同一敷地内での建物外 P L C 利用を可能とすること。
- ② 低速 P L C の電力線許可申請の型式指定対象に三相交流を追加すること。

<根拠法令等>

電波法施行規則第 44 条

無線設備規則第 59 条

(4) ドローンに搭載した携帯電話の上空利用の実現

<要望内容・要望理由>

携帯電話の端末は電波法施行規則により、陸上移動局として無線局の免許が付与される。このため、無人航空機（ドローン）に携帯電話やスマートフォンを搭載して上空で利用することは想定されていない。また、携帯電話の基地局も「陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局」として免許が付与されるため、上空のドローンとの間での通信を想定しない取り扱いとなっている。

このため、ドローンの遠隔操作やドローンとの画像・データ伝送を行う無線通信手段には無線 L A N (Wi-Fi) 等を活用せざるを得ず、長距離・高速・大容量の通信ニーズに対応できる携帯電話ネットワークの活用ニーズは高い。

総務省の情報通信審議会において、「携帯電話を無人航空機等（ドローン等）に搭載して上空で利用する場合の技術的条件」が示されたことから、この内容を踏まえて必要な制度改正を早期に実施すべきである。

<根拠法令等>

電波法施行規則第 4 条

(5) 個人情報保護法における規定の明確化

① 個人情報保護法における例外規定の明確化

＜要望内容・要望理由＞

個人情報保護法においては、本人同意のない目的外利用や要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供を認めていない。ただし、これらの規制は、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には適用しないこととされている。一方で、この例外既定については、ガイドラインやQ&Aにおいて示されている事例が限定的であり、解釈が整っていないため、事業者が正しく判断できず、本来であれば許容され得るケースにおいても活用しづらい傾向にある。

例えば、過去に取得した個人由来の生体試料に付随するゲノム配列情報や医療情報等を活用した、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向けた医学研究などの公衆衛生の向上に必要と考えられる研究においても事業者は例外規定の活用を躊躇せざるを得ない。

そこで、「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」の趣旨に即して、ガイドラインやQ&Aにおける具体的事例の充実など、事業者が例外規定の活用を判断しやすくなる措置を講じるべきである。

＜根拠法令等＞

個人情報の保護に関する法律第16条、第17条、第23条

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A

② 個人情報保護法の適用除外（共同研究事例）の明確化

＜要望内容・要望理由＞

個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定「個人情報取扱事業者の義務等」を適用

しないこととしている。そのうえで、Q&Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。

しかしながら、「1つの主体」や「学術研究の用に供する目的」の内容が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施されにくい事態を招いている。

そこで、Q&Aにおける具体的事例の充実など、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。

<根拠法令等>

個人情報の保護に関する法律第76条

『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A

(6) カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備

<要望内容・要望理由>

街頭や店舗に設置した監視カメラにより取得された映像は、来店者数や顧客属性、行動履歴の把握による従業員の最適配置や品揃えの改善、構造物や道路概況の把握による地図データや都市計画の見直しなど、様々な用途での活用が期待できる。一方、カメラ撮影に際しての事前告知や取得目的の明示等、生活者の個人情報やプライバシーの保護への配慮も重要である。

このような問題意識のもと、IoT推進コンソーシアム、総務省、経済産業省の三者が合同で「カメラ画像利活用ガイドブック」を作成している。しかしながら、当該ガイドブックについてはあくまでも「生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの」と位置付けられており、記載の配慮事項に即した対応を実施したとしても、事業者が保護されることはない。このため、各種の批判や訴訟リスクによる萎縮効果を払拭できず、結果的に、カメラ

画像を活用したセンシング技術の導入が進んでいるとは言い難い事態を招いている。

そこで、生活者のプライバシー保護に配慮しつつ、カメラ画像の適切な活用を推進する観点から、以下3点を要望する。

- ① ガイドブックのさらなる周知・徹底を図ること。
- ② ガイドブックの事例（不適切事例も含む）を一層充実させること。
- ③ カメラ画像の活用に関して相談できる政府の体制を整備すること。

<根拠法令等>

個人情報保護に関する法律第18条

カメラ画像利活用ガイドブック Ver2.0

（7）独占禁止法第9条の廃止

<要望内容・要望理由>

独占禁止法第9条（一般集中規制）は、国内の他の会社の株式取得・所有により事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止している。一例として、子会社と実質的子会社を含めた「会社グループ」の総資産額が15兆円を超えたうえで、5つ以上の主要な事業分野（日本標準産業分類の3桁分類における売上高6,000億円を超える業種）において、単体総資産3,000億円を超える会社を保有することはできないと整理されている。このため、一部の会社グループにおいては、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を確保できない事態が生じている。公正取引委員会は、ガイドラインで示された上記基準に相当することで直ちに独占禁止法9条に抵触するものではないとしているが、本規制の存在自体が事業者の萎縮効果を招き、自由な事業活動を阻害していることは事実である。

経済活動のグローバル化が進展し、国内市場においても海外企業が参入して競争が促進されており、特定の国内グループが過度に集中することで支配力を有する状況ではなくなりつつある。加えて、デジタル化の進展にともない、わが国企業は国内外の市場の変化に対応しながら事業構造や事業領域を再構築す

る必要に迫られている。こうした状況を踏まえると、国内市場の規模のみに着目して規制を課す一般集中規制の存在意義は乏しいと言わざるを得ない。

そこで、独占禁止法第9条を廃止すべきである。

<根拠法令等>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条

事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方